

監獄協會雜誌

第貳拾六卷
第七號

明治二十七年二月廿六日第三種郵便物認可
明治二十一年五月創刊每月一回二十日發行

(大正七年二月二十日發行)

監獄協會雜誌第二十六卷第七號目次

○論	說……………	(一頁)	○在郷軍入の出獄人に對する保護……………	德島通信
○司法大臣の訓示	……………		○北海道授産場の近況……………	松山通信
○免囚保護と宗教家	……………		○愛媛縣保護協會の成立……………	廣島通信
○演	……………	(一〇頁)	○廣島保護院の概況……………	(七八頁)
○講	懲戒權並に感化事業に就て……………	東京地方裁判所長 牧野菊之助	○通	信……………
○資	料……………	(二二頁)	○金澤監獄より……………	(八一頁)
○雜	纂……………	(二三頁)	○本願寺の在監死亡者追申會……………	
○プロイセンに於ける未成年者の保護教育……………	敬助		○賜室扶助の發生……………	
○和蘭に於ける出獄保護事業(承前)……………	注	(三三頁)	○遺書を認めて縊死す……………	
○修	養……………	(三四頁)	○精神に異狀を起して縊死す……………	
○司獄官と宗教心……………	秋田尾原 靜乘	(四四頁)	○看守に暴行を加へて負傷せしむ……………	
○統	計……………	(四五頁)	○專擅に開房して逃走せらる……………	
○說	林……………	(五〇頁)	○司法省監獄公文……………	
○社會的沈黙……………			○會	報……………
○臨床上及法醫精神病学上より見たる犯罪の一例……………		(五五頁)	○典獄會議……………	
○寄	書……………		○注意事項……………	
○懲罰上の注意……………	雷眠生		○本會總會……………	
○敬謝師に就きて……………	國司 廣勝	(六三頁)	○開會の辭並會務の報告……………	
○保	護……………	(六三頁)	○會計報告……………	
○堺市免囚保護事業……………	堺分監員通信		○谷野理事の退任……………	
○山形縣下に於ける佛教家の出獄人保護……………	山形通信		○松村典獄の病没……………	
○日本救世軍出獄人保護事業の成績……………			○其後の加盟保護會……………	
			○監獄官練習所の試験……………	
			○本會の贈與……………	

監獄協會雜誌第貳拾六卷第七號

論

論

說

司法大臣訓示演述要領(典獄會議同席上に於て)

本日茲に典獄會議を開き監獄行政に關する所見を披瀝するの機會を得たるは本大臣の欣幸とする所なり

明治四十四年十月典獄會議を開きしより以來纔に一年半餘を經過せるも此間に於て我監獄部面は種々の事變を遭遇し行政上の煩難を來したること一再にして止まらず就中米麥の暴騰に因り財政上非常の打撃を受けたる事の如き恩赦令の煥發に因り一時に多數の特典出獄者を出したる事の如き行政整理の實施に因り監獄の組織及び吏員に一大變動を生したる事の如き何れも咸な監獄行政に至大の影響を及ぼし事務の執行に多大の困難を感じたる所以のものに非ざるはなし

然るに我監獄全體は之れか爲め何等の支障を見ることなくして漸次整頓の實績を示せるは畢竟獄務經營の任に在る諸君か勵精事に當り緩急機宜を愆らす處理其當を得たるの結果にして本大臣は國家の爲め諸君の勞を多なりとするに躊躇せざるなり

今回諸君の會同を促したるは過般實施の端緒を啓きたる行政整理の旨趣を闡明して諸君の努力を請ひ且つ今後實施せんとする整理事項の要目を開示して諸君の意見を徴し併せて之れか施行の準備に資せんか爲めなり

抑今回政府が制度整理を行ふの目的は時勢の必要に鑑み財政及び行政を釐革し以て政費を節減し事務の刷新を圖ると同時に多年の宿弊を根本的に芟除せんとするに在ることは本年四月控訴院長檢察長の會同に際し本大臣が訓示したる所にして諸君其訓示演説を一見せば其要領を領會せられ併せて裁判所の組織に非常の改革を斷行したることを知了せらるるならん監獄行政に關する整理も亦素より此旨趣に出たるものとす尙ほ一般行政整理の精神並各官吏の服膺履踐すべき事項に至つては曩きに諸君に傳達したる山本内閣總理大臣の訓諭に明示しあ

るを以て本大臣は茲に之を縷述するの要を認めず唯専ら監獄行政に關する整理事項に就き訓示する所あらんとす

監獄行政に關する整理案中直接經費に關係ある部分は左の三項に歸着す其第一は官廳の廢合及び官吏の減員にして即ち本監四個所分監十一個所出張所十九個所を廢し典獄以下吏員傭人合計千七百九十五人を減し而して新に典獄補及び雇員合計千二百二十一人を置き如斯して俸給廳費等の費目に於て二十四萬二千餘圓を節減せんとす其第二は廳費旅費雜給雜費の節減にして第一項に示せる官廳の廢合及び官吏の減員に伴ふ經費節減の外廳費一割二分強旅費二割雜給雜費一分三厘強を減し之に依りて更に六萬一千有餘圓を節約せんとす其第三は在監人費の節減にして即ち作業賞與金給與額三割五分療養費一割雜費一割被服費一割を減し如斯して又更に十二萬七千有餘圓を節約せんとす以上述ふる所は則ち監獄行政整理案の内容にして其節減額は通計四十三萬餘圓に達する豫定なり是れ實に我監獄界未曾有の整理計畫に屬し之か實行の如何は其影響する所當に監獄行政の部面に止まらず一般刑事政策の消長に重大の關係を有するか故に斯計畫方

案を實行するには須らく十分の注意を用ゐて機關の縮小と經費の削減に免れざる行政上の缺陷を補填する方法を講すへし若し漫然舊套を墨守し善後の計を爲さざるに於ては整理は却て不整理と爲り監獄の行政は漸次頽廢して其威信を失却し其效用を没却し延て非常の害毒を國家社會に流布せんことを虞る是れ本大臣か切に諸君の考慮を累はさんと欲する所なり

是を以て此整理の目的を達するには實に用意の周到にして方法の適實なるを要す是故に本大臣は監獄行政の各部分に付き慎重の調査を遂げ整理の實行に必要な諸般の計畫を立て其一部は既に之を發表し今後引續き殘餘の部分を実施せんことを期す而して此事に關しては法規慣例の改廢に須つもの頗る多く其内容復た複雑多端なりと雖も其主義とする所は一に監獄官吏の徳義と材能とに信頼し忠實勤勉の力に憑りて機關の缺陷を補ひ質素儉省の效に依りて經費の不足に償はんとするに在り是れ今次の改革に於て一面大々の官廳の廢合及び非常なる官吏の減員を斷行し極力經費の節約を謀りたるに拘らす他の一面に於て典獄の官等俸給を進め且つ新に典獄補の官を設けたる所以にして其目的たる畢竟部内

の吏員を鼓舞策勵して一層其心力を盡し以て任務に服せしむると同時に新進有爲の人材を招致して局面刷新の實を舉げしめんとするに存す今次行政整理の精神及び目的は以上述ふる所の如し諸君深く此趣意を體し熱誠以て事に當り忠良なる帝國司獄官の本領を發揚せられんことを望む

右の外整理の實行に付き注意すへき事項は別紙に具して之を開示し尙ほ監獄局長をして其趣旨を演達せしむへし其他重要な改正事項は諮問に附し諸君の意見を徵せんことす諸君は之を獄務の實際に稽へ其利害得失を討究し審議答申あらんことを求む

免囚保護と宗教家

近來我邦の宗教家殊に佛教僧侶にして免囚保護事業を經營する向の續出せしは大に吾人の注意を喚起する所なり就中福島縣群馬縣を始とし大分神奈川千葉茨城諸縣の如き其最も顯著なるものとす而して此等僧侶諸氏の努力が將來果して幾何の貢獻を贏得るや今より之を豫測し難しと雖ども舊來葬弔の外實社會と殆んど没交渉の觀ありし僧侶の多數が能く時代の趨勢と社會の缺陷とを察知し人の至難とする斯業に向つて自ら進んで之に當り以て國家社會の爲め貢獻せんことを其精神と氣魄とは吾人の最も多とする所なりとす

免囚の保護は各個人の性格境遇等に因りて異れり又異ならざる可らずと雖ども之を大別すれば物質的精神的の兩方面に區別するを得べし而して物質的の保護固より必要なる可しと雖ども精神的保護に至ては更に一層必要なり蓋し出獄人は大概其性行放縱なり怠惰なり薄志弱行にして惑ひ易きか其通弊なりとす加ふるに釋放後二三箇月間は其最も再犯に陥り易き危険の時機たり一旦改悛の臍を

固めて監門を出つるも内生活上の壓迫あり外悪友の誘惑あり心神常に不安の念を以て充され動もすれば自暴自棄に陥らんとするは彼等の常態なり危ひ哉此時此際良師益友の有るありて之を善導し慰藉し策勵し以て此壓迫と誘惑とに抵抗せしめ社會に同化せしむを得は出獄人の過半は保護救済し得べきを疑はず

ウイリヤムタラック氏曰はく出獄人の爲に親切なる監督を爲し且彼等の爲に善良なる朋友と慧敏なる忠言者とを得せしむるは保護上最大要務にして金錢物品を給與して其窮迫を救助するか如きは前者に比して寧ろ些事なりと謂ふへしと固より職業の紹介し親族との仲介を爲すか如きは保護上缺く可らざるものたりと雖ども若し夫れ根本的に彼等を指導改善し再犯を豫防するには更に一層精神的保護に竣さる可らず宗教家か保護事業の經營者たるは此點に於て特に優越せるものあるを認むべきなり

然れども斯事業の如きは至難なる事業の一なり少くも之を彼育兒救貧養老等の慈善事業に比して一層困難なるは多少經驗を有するもの一般に認むる所たり古人云へり墮落したる犯罪人の心情を感化改造するは凡そ人間の關係する事業中

最も高尚にして且最も多くの腦力を要すべき事業なりと實に然り若し夫れ世の教育家にして教育事業を以て易々たるものとせば未だ是れ教育の眞義を解せざるものなり眞正の教育家は教育を以て一の技術とのみ認めず之を人格に歸すを以て憚々焉として人の子を賊せんことを恐る兒童尙且つ然り況んや一旦罪僻に觸れ他の保護に依頼するに非らされは世に立つこと能はざるものに於てをや唯夫れ雇傭の口入職業の紹介資本の貸與等物質的保護のみを以てせば或意味に於て容易の事業と認むるを得へしと雖ども根本的精神的に之を保護せんとするに至ては何んぞ容易の事業ならんや固より被保護者の個人に就て謂へは一回の職業の紹介を以て保護の足るもの有らん又は親族との仲介を以て再犯の恐れ無きに至るものあらん是れ所謂一舉手一投足の勞のみ然れども出獄人の多數は斯の如く容易なるものゝみに非ざるなり之を疾病に譬へは輕症あり重症あるか如し而して其軽くして易きものは吾之に當らん其重くして難きものは吾關する所に非すと謂は、其事業の價值知るべきのみ吾人は保護事業を經營する佛教家か先づ斯事業を以て困難にして高尚なる事業と認め佛心とは大慈悲是なり底の大

精神を發揮して之に臨み罪惡に沈淪せる同胞を救濟するの覺悟あるの切要なりと謂はんとす古來高僧智識にして救貧育兒養老等の慈善事業を經營し熱心盡力事に従ひ幾多の同胞を救濟感化したるの人指を屈するに暇あらず所謂佛の大慈悲心を實現したるものにして其功績は其名と與に存し長く佛教に光輝を添たるのみならず我國の慈善史上に一異彩を放てるを見たり今や我佛教家は前賢の遺轍を踏み免囚保護事業に盡力するに至りたる固より其所なりと雖ども吾人をして忌憚無く之を謂はしむれば今日佛教僧侶の從事するものは獨り免囚保護と云はず一切慈善事業に就き概して其熱心力の乏しきかを思はしむるものあり之を歐米諸國の宗教家か自己を犠牲として慈善事業に焦心奔走するに比すれば頗る不充分の感なき能はず敢て僧侶諸師の考慮を求めんと欲す若し夫れ發奮努力彼の國宗教家に遜色なきを期するあれば或は大正の慈善史上に光輝あらしむるに庶幾らんか

懲戒權並感化事業に就て

東京地方裁判所長 牧野菊之助君

閣下及び諸君、本日の總會の此席上に於きまして、私が茲に一場の御話を致すといふことは、私の身に取りまして甚だ光榮とする所でございます。

實は先日會長からして本日何か話をするやうにといふことでございましたが、私は別段皆様に申し上げる有益な材料もございませぬからして、一應御断りを申上げたのでございませぬけれども、是非にといふことでございましたからして、已むを得ず御請けは致しました、御請けは致しましたもの、實は前に御断りするやうな次第で、別段御話を申上げる種がない、其適當な話題の無いことには甚だ當惑いたしましたけれども、御請けをした以上には一應其責を塞がなければならぬと考へまして、あれこれ考へて見ましたが、どうも思はしい種が無いので、先年外國に参りました際に英吉利、獨逸其他

に於て各地の監獄或は感化院といふやうなものも多少見て参りましたからして、それに就ての御話もと實は考へましたけれども、それ等の事に就きましては既に専門的に御視察になつた方々からして度々諸君は御聴きになつたであらうと思ひますからして、それも已めまして、唯私が平生研究と申しては甚だ鳴済がましい次第ではございますけれども平素専ら見て居ります所の民法上殊に親權の一つの作用である所の懲戒權といふこと、併せて感化事業のことに就て少しく申上げて見たいと考へました、是も萬更皆様の御参考にならぬとも限るまいといふ考から、窮した餘りさういふ話題を考へ附いたやうな次第であります。

御承知でもございませうが、民法の親族法上親權に關する規定がございます、其親權と申しますものは家に在る父若くは母に屬すべきものとしてある。即ち子は其家に在る父若くは母の親權に服すべきものとなつて居る、其親權に服すべき者は只今申します通り家に在る子といふことになつて居りまして専ら未成年の子に對して行ふべき所のものでありますけれども、必ずしも未成年の子に對するもののみには限らないので、成年者と雖も未だ獨立の生計を立て得ざる者に對しては矢張り親權を行ふことが出来るといふことになつて居る、而して其親權の一つの働きと致しまして監護及び教育を爲すの權利義務が親權者にある、監護、教育の權利と申しますものは、詳しく言ふまでもなく親

權に服する子の身體上の監督、保護並に其心神の發達を増進せしめ、善良なる行ひをして此世に立つやうにし、其子の非違を防ぐ爲めに適當なる方法の下に教育を施さなければならぬといふことになつて居るのでございます。其監護、教育の權利の矢張り一つの働とも申しますものとして即ち私が茲に話題として選びました懲戒權に關する規定が民法第八百八十二條に規定されて居る、同條には「親權ヲ行フ父又ハ母ハ必要ナル範圍内ニ於テ自ラ其子ヲ懲戒シ又ハ裁判所ノ許可ヲ得テ之ヲ懲戒場ニ入ルルコトヲ得」とございます。此規定に依りますると云ふと、親權の效力たる懲戒權は未成年者たる否とに拘はらず、苟も親權に服する所の者に對しては行ふことの出来るものゝやうに思はれまするので、親權の效力である監督、教育、或は住所の指定であるとか、或は職業の許可に關する權利であるとかいふものに付ては「未成年の子」云々と法律には書いてあるに拘はらず此八百八十二條には唯「必要なる範圍内に於て自ら其子を懲戒し」云々、「自ら其子」とあつて、其子の成年者たる未成年者たるを問はざるやに見受けられます。此懲戒權は申すまでもなく監督上必要である、教育上必要であるので、専ら其子の非行を矯正して、改善の實を擧げるといふことを希望する爲めに、法律が親權者たる父若くは母に與へたる一つの權利である、従つて、親權者が適當に此權利を行使いたしましたならば、即ち所謂不良の少年といふやうなものは多く發生せぬやうになるであらうと思はれるので

ございます。適當なる方法に依りて監督保護し、相當の教育を施し、それでも猶ほ利き目の無いといふやうな場合に於て、茲に始めて懲戒權を行ひ、其子の非違を匡すといふことになるからして、懲戒權の行使は幾部分罪惡の豫防少年犯罪者の發生を防止するといふことの目的も達せらるゝであらうと思ふ、而して此懲戒權は則ち親權者たる父若くは母の全權に在ること、如何なる方法の下に於て懲戒をするか、それは詰り必要な範圍に於て父若くは母が判斷をして宜しいのである、若し其父又は母が自己に於て適當なりと認むる所の方法に依つて其子を懲戒することが出来ないといふ場合に於て、茲に始めて裁判所に申請をして、裁判所の許可を得て之を懲戒場に入れるのである、而も其懲戒場に入れるといふことの決定は裁判所が適當と認むる期間、即ち六箇月を超えざる範圍内に於て適宜に之を定むるといふことになつて居るのでございます。

此裁判所の決定に依つて入るべき所の懲戒場といふものは何處であるか、是は言ふまでもなく今日の感化法の下に於ける所の感化院を措いてはないであらうと考へる、感化法の施行以前に於きましては懲戒場として充つべき適當の設備は無かつたやうに思はれまするので、舊刑法の下に於ける所謂懲治場といふものが此懲戒場に流用せらるべきものではなかつたらうかと思はれる、舊刑法の下に於ける懲治場といふものは御承知の如く、犯罪當時滿十二才以上十六才に至らざる者で、是非を辨別するこ

この能力の缺けて居る者が裁判所の判決に依つて満二十才に至らざる期間内留置處分を命せらるる者が這入るべき所である、即ち此懲治場は所謂監獄の一部分に外ならないので、懲治場として使用せらるゝ所のものは普通の監獄内に於ても別に一區劃を爲し、普通の犯罪者とは分別されては居りまするものゝ、監獄は感化を専門とする場所に非ず従て不良少年者を懲治場に留置するといふことは改善の實を擧ぐるこいふ上に於ては多少の缺點なきにしも非ずと考へらる、佛蘭西の民法にも、我民法と同じやうに懲戒をするに就ては裁判所の許可を得て懲戒場に入る事が出来るこいふことになつて居るし又其懲戒場と認めらるべきものは監獄の懲治場であるとか、或は其他の感化院であるとかいふものになつて居るのでありまするけれども、まだ感化法の充分に施行せられなかつた以前に於ては専ら監獄の懲治場に入れるこいふことになつて居つた、然るに學者は此制度を批難して、懲戒場に入るの許可を得たる者はヨシ普通の犯罪者と隔離し特別の取扱を爲すとも獄内に在りて他の惡感化を受くるの虞あれば懲戒権の行使に就ては、刑罰的の處置を執るよりも寧ろ教化的の處置を執るが至當であるといふ議論が専らありまして、近年に至りましては各地に感化院の設立を見るに至つたこいふことに聞及んで居ります、幸に我邦に於きましても舊刑法は改正せられ、新刑法に於ては、十四歳未滿の者は全然處罰を致さず、それ以上の者とても満十八歳に至らざる犯罪者は新監獄法の下に於きては、他の

犯人と區別をして特別の處置を與ふべきものこいふことになつて居る、又明治三十三年法律第三十七號を以て感化法が發布せられました、其感化法も矢張り新刑法の主義と同じく、不良少年の改善の方法と致しては専ら教育に待つべきものであるこいふ主義を採り、感化法施行規則の第六條には獨立自營に必要な教育を施し實業を練習せしめ、女子をしては家事裁縫等を修習せしむべしこいふ規定を設けられました、専ら教化的の處置を採用することになりましたのは、最も至當のことなり考へられます、我感化法の規定に依り如何なる者を入院せしむべきかと云へば、第一には満八歳以上、十八歳未滿の者にして不良行爲を爲し又は不良行爲を爲すの虞あり且つ適當に親權を行ふ者なく地方長官に於て入院を必要と認めたる者、第二には十八歳未滿の者にして親權者又は後見人より入院を願ひ地方長官に於て其必要を認めたる者、第三に裁判所の許可を得て懲戒場に入るべき者である、此三つの者に就て之を見るに、或は適當に親權を行ふ者が無い場合であるとか、或は親權を行ふ者が感化院に入るゝことを必要と認めたる者であるとか、又前に申しました民法第八百八十二條の規定に依つて裁判所の許可を得て懲戒場に入るべき者であるとか皆孰れも、親權者なり又は後見人なり適當の保護者に於て適當に親權を行使し、相當なる手段方法の下に監護を爲し教育を施し、又必要なる範圍に於て懲戒を加へ教化改善の實を擧げ得らるゝ者ならば、何も此感化院に入れる必要がないこいふことになる

のであります、即ち法律は親權者が適當に親權を行使して教化改善の實を擧ぐるといふことを最も希望するものであつて、唯其實を擧ぐることの出来ない萬一の場合に於てのみ始めて十八才未満の者に就ては進んで入院を出願し或は裁判所の許可を得て、入院せしめるといふことになるのであるからして、懲戒權を適當に行使すると否とは専ら此少年の教化といふことに重大なる關係のあることであらうと考へます、而して我民法實施後今日に至るまで前示第八百八十二條の規定に依り裁判所の許可を得て懲戒場に入れた者がどの位あるか、それ等の統計に就きましては私未だ之を取調べるの機會がございませんぬけれど、佛蘭西の例に依つて之を見ますと云ふと、子の懲戒に關し裁判所の許可を申請する者は専ら適當に親權を行ふことの出来ない者、或は職工であるとか、或は日雇稼の者であるとか、其他の勞働者にして、比較的社會上の地位の低い者が其主位を占めて居ると云ふことです、或人の報告に據りますると、其數は百分中の八十五に及んで居るといふことである、それから又同國司法省の統計に依ると千八百七十五年から千八百九十五年に至るまでの間年々、裁判上懲戒場に入る、といふことの許可を申請する者の件數が平均一年千二百件に至らず、千八百九十七年には八百九十一件にて其中男子に對しては五百五十五件、女子に對しては三百三十六件であつた、我邦に於ては是がどの位になるか、統計上隨分面白き現象を見ることが出來やうと思ひますけれども、不幸にして其數字を取

調べませぬでしたから、諸君に申上ぐるこの機會を失ひましたのは甚だ遺憾の至りに堪えないのである。

それから次には感化法に付きまして我邦に於きましては先刻も申しました通り、三十三年の法律第三十七號を以て公布せられました、其後四十一年の四月に法律第四十三號を以て一部修正せられました、此法律の施行以後、各府縣立の感化院は各地に設立せられました模様でありますけれども、其數多しと云ふ可からず又未だ國立の感化院は設立せらるゝに至らないのであるに私立の感化場も多少其設備はございますけれども、國費多端の折柄、未だ十分に其設立を見ず、又其設備も不完全たることを免れないといふことは甚だ遺憾とする所である、我感化法に於ては専ら先刻申しました通り教育的の處置を執るといふことになつて居りますけれども、どういふ方法に依つてどういふ仕組に於て此感化の實を擧ぐるかといふやうなことに就ては、別段法律上細かな規定を存して居らぬやうに見受けまます、佛蘭西の感化制度に就きましては各種の法律がございますやうでありますか、私が今日ちよつと調べました所に依りますと、千八百五十年の八月の法律が一つ、是は専ら幼年犯罪者の保護及び教育に關する所のものであつて、此法律に依りますと云ふと、十六才未満の犯罪者にして其刑期が六月以上二年以下の者と、それから二年以上の者に區別しまして、其留置すべき場所を

異にして居るやうに見受けまゝ、それから千九百四年の六月二十七日及び二十八日の二法律に依りますると、孤兒院等の救療所に於ける孤兒棄兒迷兒等の教育或は救療等に關し、詳細なる規定を設けて、又感化院に於ては職業學校、工業學校、或は農業學校といふやうに區別をして、教育を施すべきものとし其設立、組織或は經費の負擔、其他の事に就ても此法律に依つて詳しく規定されて居るやうになつて居るのである。

要するに今日世界各國ともに此感化事業に關しては幾多の法律規則等も設けられて居るし、又民法の上に於きましては矢張り親權の規定も設け、親權の效力として、未成年者又は、其他の子に對して懲戒權を行ふことが出来るといふやうになつて居るので、先刻も申しましたやうに、適當に懲戒權を行使し適當なる方法の下に於て教化改善の實を擧ぐることが出来ましたならば、罪犯防止といふ點には非常な効果のあるといふことは私が申すまでもないことであらうと考へるのであります、罪犯減少といふことは昔からして爲政者の最も苦心をして居る所でありまして、犯罪者に對して刑罰を加へ之を監獄に投ずるといふことは、即ち強壓的に罪犯を防止する所の一つの手段方法である、斯の如き強壓的手段を盡しましても犯罪といふものは依然減少するものではないのである、年々其數を増すといふやうな今日の狀態である、茲に於て他の一面に犯罪を豫防するといふことこの手段方法を講ずるの必要

があるのであつて、其犯罪の豫防手段と致しましても幾多の方策があるのである、詰り犯罪の原因といふものが千差萬別であるに依つて、従つて其豫防の手段方法といふものも亦千差萬別である只今御話し申しました所の民法上に於ける親權、其親權の效力である所の懲戒權といふものも、矢張り或一面から之を見ますれば根本的の犯罪豫防の一つの手段であるといふことが出来やうと思ふのである、感化法に依り感化院を設置する亦其一の手段方法なりと云ふべく、其他浮浪者の取締と云ひ、或は精神病者、或は酒癖者の監護と云ひ皆孰れも犯罪の豫防手段と認むることが出来るのであるし、免因保護の如きも矢張り其一つの方法であらうと思ふ、蓋し犯罪が既に生じたる後に於て之を矯正する方法も、未だ犯罪を爲すに至らざる以前に於て之を豫防する方法とが茲に相俟つて始めて犯罪減少の實を擧げることが出来るのであらうと思はれます、然るに此犯罪豫防の一つの手段である所の感化の事に就きましては、法律は既に公布せられて居るけれども、其實行といふものが十分まだ之に伴つて居らないといふ今日の有様であるのであつて、此點は吾人の竊に遺憾とする所であります、唯私は今日其感化の事に就て深く御話をするのではなく、民法に於ける親權の作用である懲戒權の效力に付て一言致しまして、其懲戒權といふものを適當に行使し、教化改善の實を擧ぐる事を得ましたなれば、又以て犯罪豫防の目的を達し刑事政策に裨することが出来るであらうといふことをお話し、併せて感化

のことに言及したに過ぎないのであります。
甚だつまらぬことを秩序もなく申上げまして、諸君の清聴を汚しました段は感謝の至りに堪えませぬ。



豌豆混炊試食に就て

資

料

東京監獄に於ては客年以來米麥價格頗に暴騰し爾來食費輕減の方策として營養保健上差支なき範圍内に於て或は馬鈴薯或は甘藷を混炊し來りしか孰れも收穫時季は安値なるも漸次品の拂底を來たと共に價格も騰貴し數月に涉りての持續困難を感じ居る折柄北海道産青豌豆は産額豊富價格も麥に比し大に低廉尤も之れを採用するに於ては炊爨燃料に於て水蒸に要する薪炭費を加算せざるへからず而かも之れを加算して尙且低廉なるを以て過般來試食せしめたるに一般在監者の嗜好に適し且當監醫務所に於ける各種含有素の實驗比較も成績左表の如く豌豆は之れを適書に混合せは却て其養價は從來の米麥飯に優るを以て當分の内毎夕一食に限り米三麥四豌豆三の割合に給與することゝせり

混合主食分析表 (量升(割合ハ米三、麥四))

	蛋白質	脂肪	含水炭素	總熱量(カロリー)
麥米 四分	一〇六、三三〇	三、七二四	八七五、二二九	四〇五八、
馬鈴薯 三分	八六、五四二	三、四二九	七七〇、六六八	三五四六、
甘藷 三分	八五、七五四	四、一三七	八四五、八七四	三八五七、
豌豆 三分	一八四、〇七八	五、二三四	八五四、六八六	四三〇六、

雜 纂

プロイセンに於ける未成年者の保護教育

普魯西國に於て保護教育に附せられたる未成年者の數は一九一一年四月より一九一二年三月に亘る一九一一年の事業年度に於て九三四八名に達せり之を前數年と對照すれば

一九一〇年度に於ては 八七三三名

一九〇九年度に於ては 八〇〇八名

一九〇八年度に於ては 七三六三名

一九〇七年度に於ては 六九二一名

一九〇六年度に於ては 六九二三名

一九〇五年度に於ては 六六三六名

の計數を示せり從つて一九一一年度に於ては其前年度に對照して六一五名の増加を示せりと雖も前二

年度の増數即一九一〇年度に於ける七二五名、一九〇九年度に於ける六四五名に比すれば其増率減退せり、此の減退は司法官により訴訟手續中止の規定を漸次適用せられし事實に基く事を推知し得べし、一九一一年度に於ける保護教育に附せられたる未成年者中に於て男子は五八九一名（一九一〇年度一五六一七名）にして女子は三四五七名（一九一〇年度一三一六名）なり而して女子の數は男子に比し同年度に於ては其前年度より頗る増加し一九〇六年度より一九一〇年度に亘る平均率は百分の三四、三を示し一九一一年度に於ては已に百分の三七、〇（一九一〇年度一百分の三五、七）に増進せり如斯事實は主として退校したる女子の不良なる傾向殊に賣淫の風習に對して保護教育の手段を特に嚴にしたる結果なるへし即校を退きたる賣淫未婚女子にして保護教育に附せられたる者の數は同年度に於ては一九〇六年度より一九一〇年度に亘る數年度の平均數九五三名、一九〇一年より一九〇五年に亘る數年度の平均數七四五名に對して一三四三名を算したり、一九一一年度に於て保護教育に附せられたる未成年者數を一般同年者と比照するときは十八歳以下の男子一〇、〇〇〇、〇に對して同年齡級の保護教育に附せられたる男子は七、〇（一九一〇年度一六、五）にして女子に於ては四、五の割合に相當せり而して保護教育に附せられたる未成年者中四三八名（一九一〇年度一三六八名）は六歳以下、二三五〇名（一九一〇年度一二二八七名）は六歳以上一二歳以下、六五六〇名（一九一〇年度一六〇七

八)は一二歳以上一八歳以下なり故に主として増加せしは最後の年齡級にして全數の百分の七〇、二に達し(一九〇六年度より一九一〇年度間の平均一百分六八、四)、六歳以上一二歳以下の年齡級は僅に百分の二五、二(同前一二七、九)なり六歳以下の幼兒に就ては百分の四、七にして一九〇六年度乃至一九一〇年度の平均數は百分の三、七なり、一九一一年度に於て各宗派間の比を見るに其前年と對照するときは保護教育に附せられたる者の數に於て最多きを占むるは加特力教なり即新教は百分の五七、九(一九一〇年度一百分の五八、五)、舊教は百分の四一、四(一九一〇年度一百分の四〇、九)、猶太教は百分ノ〇、四(同前一百分の〇、三)、其他の宗派は百分の〇、三(同前一百分の〇、三)なり、一九一〇年度の人口調査によれば十八歳以下の幼年者總數につき其百分の五九、六は新教徒、其百分の三九、〇は加特力教徒、其百分の〇、七は猶太教徒、其百分の〇、七は其他の宗派に屬せり從て保護教育に附せられたる加特力教徒は其教徒數に比照し百分の二、四の超過を示せり、一九一一年度に於て保護教育に附せられたる者にして精神に故障ある者は其數増加し一二四七名(一九一〇年度一一〇三二名)以上に達せり此等精神的故障の存する保護教育に附せられたる者の百分の三七、二(一九一〇年度一百分の四〇、八)は遺傳に基く低能者なり、思ふに外觀上此種の保護教育に附せられたる者の前年度より減少せし事は事實の決定困難にして而も決定の不確實なるに歸着するものと云ふを得べし其他身體の不具者

は百分の八、九（一九一〇年度―百分の九、五）の割合を示せり、一九一一年度に於て十四歳以下にて已に父、母、又は父母を失ひたる者は三九八五名即百分の四二、七にして（一九一〇年度―百分の四〇、六）就中父母の一方により遺棄せられたる者は百分ノ一〇、四なり、私生兒に就ては一九一〇年度乃至一九〇五年度の平均數は百分の一六、一、一九〇六年度乃至一九一〇年度の平均數は百分の一四、六、一九一〇年度に於ては百分ノ四一、七の計數を示したれども其後多少減少せり一九一一年度に於ては百分の一三、八の割合となり故一九〇九年度に於ては増加を示したれども其後多少減少せり一九一一年度に於て保護教育に附せられたる子女は七九三一の家族（一九一〇年度―七五〇二）に屬したり、同年度に於て父母其に處罰せられたる家族は三二三九即百分の三九、六（一九一〇年度―百分ノ四一、三、一九〇六年度より一九一〇年度に亘る平均數―百分の四二、〇、一九〇一年度より一九〇五年度に亘る平均數―百分の四四、七、一九〇一年度―百分の四七、一）を算したり故に同年度に於て前數年度と比照して顯著なる減少を來せし事は父母の所刑中に於て其子女を保護教育に附せし效蹟に外ならずと認むることを得べし、一九一一年度に於て新入院生につき前科者は其前年に於ける二四八七名に對照し二五八六名を算し就中禁錮刑の前科者は一九〇八名（一九一〇年度―一八二五名）に達せり、同年度に於て入院子女の數一名のみなりし家族は其數七〇四（一九一〇年度―六〇九）、二名乃至八名の院生を出したる家族

は其數一二二一なり、十名又は十名以上の子女中一名又は數名の院生を出したる家族は一九一〇年度に於ては其數七二二なりしと雖も漸次増加し該年度に於ては其數八〇六に達せり其他或場合に於ては該教育院生にして二三人の兄弟姉妹を有したる者ありたり、一九一一年度三月三十一日に於て保護教育院生の現在數は四七、五六三名にして一九一一年度に於て同院生の數は取消條件の下に保護教育の免除を受け再び該教育に附せられたる者を包括して九四九一名を算し該教育を免せられたる者の數は六四六七名なり於茲一九一二年三月三十一日に於ては現存數五〇、五八七名に達せり、同年度に於て保護教育を免せられたる者に就き改悛の情疑問に屬する者は百分ノ二一、三（一九一〇年度―百分の二三、五）、改悛の情顯著なりと認むべき者は百分の六六、九（一九一〇年度―百分ノ六二、二）、全く改悛の情なき者は百分ノ一一、八（一九一〇年度―百分の一四、三）を生じたり爰を以て見れば該教育の效果は持續するや否や頗る疑問なりと雖ども相當の成果を收め得たり、一九一一年度に於て該教育經費の總額につき觀察せば實に一二、五〇〇、二七六、〇〇マルク（一九一〇年度―一一、二五七、九五八、〇〇マルク）に上れり其内八、二〇四、四一八、〇〇（同前―七、四五二、五三四、〇〇マルク）マルクは國家之を負擔し四、二〇五、八五八、〇〇マルク（同前―三、八〇五、四二四、〇〇マルク）は公共團體之を負擔せり、各在院生に對する經費は一九〇八年度に於ては二〇三、五四マルク、一九〇九年度に於ては二

一八、七二マルク一九一〇年度に於ては二三三、〇二マルクを要したれども一九一一年度に於ては二四五、六九マルクを要したり仍て其經費は三年間に於て二割強の増額を生じたり、一九〇四年度より一九一一年度に至る八ヶ年間の保護教育費は其總額七一、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇マルクに達したり

記者曰はく

此に因りて之を觀れば普國に於ては如何に未成年の保護教育に腐心せるかを推測するに難からず蓋し累犯者は未成年時代の墮落に因るもの其大多數を占むと謂ふべし若し假りに普國にして此未成年の保護教育を撤退すれば其結果は如何恐らく其三分の二は犯罪者と爲りて害毒を社會に流布するものと見て誤りなからん今日普國に於て在監人の著しく減少せしこと決して偶然にあらざるを知る人或は我邦在監人員の多數なるを一瞥して直に我日本は犯罪の一等國と云ふものありと雖も在監人員と受刑者との間には區別ありて相混同すべからず又縱令犯罪者比較的多數なりとするも彼國に於ては斯等犯罪豫防の施設完備せるものありて其根底を爲すものあるを知らざる可らず而して是れ獨普國然るのみにあらず歐米文明諸國與に大概然らざるは無し兎も角彼邦に於て犯罪豫防事業の旺盛なるを見之を我邦の現状に顧み羨望に堪へざるなり

和蘭に於ける出獄人保護事業

(承前)

監獄局 辻 敬 助 譯

A 通常補助金

通常事業補助金は釋放後(出獄後及假出獄後六ヶ月以内に家族若ば私立保護會に收容せられたるもの一人に付一日若干なる人頭金の形式に於て賦與せらる此補助金は一人一日に付半マルク三ヶ月を超ゆるを得ず額及期間を定むる大臣は特別事情ある場合には以上の制限に従ふを要せざるも一日一マルク一年を超えて支給するを得ず而して補助金停止の場合竝に定額期間變更の場合には大臣は中央改善委員と協議するを要す

通常維持補助金の要求ありたる時は大臣は中央改善委員の意見を徴して之に決定を與ふ且つ大臣は此補助金の交付に先立ちて保護會が其維持の爲に購求したる物品を自ら検査し若くは其官吏をして検査せしむる事あるべし

通常補助金の支給は私立保護會の選擇に任せ三ヶ月若ば半ヶ年毎に行はる而して通常事業補助金が三百フロリン以下なる場合には大臣の権限によりて支給せられ得るも三百フロリンを超ゆる場合に

りては裁可を要す保護會及家族に於ける保護以外の方法に於て爲されたる保護事業に付き賦與せらるゝことを得る通常維持補助金通常事業補助金を受けんとする者は文書を以て其理由を上申するを要す尙補助金規則なるものありて(一)私立保護會事業の種類範圍(二)出獄人の勞働によりて生せる利益及(三)出獄人保護の爲になせる特別支出に關して細則を設くるも茲に之を畧す

B 特別補助金

私立保護會が特別補助金を得るには第一段に出獄後及假出獄後の被保護者及四人に付き大臣より特に命せられたる特別保護事業(保護決定による)をなすべき事を豫め上申するを要す而して其取扱項目並に收容人員をも附記し若し之を變更する場合には四ヶ月前豫め報告するを要す

刑期六月以内の囚人及被保護者が其收容せられたる保護會の長の判断により有益なる國民として社會に復歸し得べしと認めらるる場合若ば保護會を出でたる後或保護手當を受け得べしと認めらるる場合には保護會の長より之を遲滞なく大臣に報告し且つ疑問中の囚人及被保護者に關する報告並に保護會の側に於ける保護方法適用の申請書を提出するを要す

而して大臣は上述の特別保護を命ずるに際しては其適當と認めたる保護方法を詳細に記載するものとす特別事業補助金は通常一人一日三分の二マルク四ヶ月を超ゆるを得ず其特別維持補助金との區別に關

しては通常補助金の規定の適用を受く

又拘留囚中強制勞役に處せらるべき者(浮浪人及乞食等の受くる附加刑)にして大臣より指名せらるる者に付き特別保護をなす事を上申したる保護會は之に關する補助金を受くるを得此場合に於ける保護決定の申請は拘留囚の收容せられたる監獄の長若ば保護會或は檢事之をなすものとす檢事は強制勞役に處せらるべき初犯拘留囚が一定の保護手當を受くるにより良民として社會的生活をなし得る望ある場合には該拘留囚に關する報告並に保護決定に對する申請を大臣の下に提出す此間刑罰の執行は停止せらるゝものとす而して右保護決定ありたる場合には囚人及出獄人に關する特別補助金の規程適用せらるる同様の規程は又懲治監出獄人にも適用あり

乙 國家直接事務

大臣は特別事情の存する場合に以て監獄の長檢事保護會の長の申請により又は職權により中央改善委員と協議の上囚人被保護者強制勞役を課せらるべき者及懲治監出獄人をして社會的地位を恢復せしめんが爲特別保護細則を適用するの決定をなす事を得然れども大臣は彼等によりて斯の如き細則の遵守せらるゝの甚期待し難きを發見すべし此決定が職權により行はるる場合には豫め關係監獄の長若ば檢事の意見を徴するを要す而して之に要する費用が三百フロリンを超ゆる場合には裁可を要する者とす

次に前記中央改善委員の組織権能を一言せんに該委員は私立保護會其他私的保護事業の總てに涉りて一般監督を委任せらるゝものにして定員九人皆女王陛下の任免に係り保護事業檢閲官は右委員中に席を有し委員長は國王陛下親しく任命するものとす是等の委員並に女王陛下より特命せられたる秘書役は委員長の授權により監獄出入自由の特権を得而して又其職務上知り得たる事實及狀態に付報告をなし且つ其が矯正方法を提議するを得尙年度末に於ては其事業等に關する報告を大臣の下に提出す最後の特筆すべきは出獄人の職業紹介の一事也社會は出獄人の前に警戒を加へ當に之に正業を與ふるを欲せざるのみならず努めて之を忌避排斥せん事を計り保護會等の其間に介立して職業を紹介せんことも多くは徒勞に歸するは各國一般の通態なりと雖も和蘭の如き小國に於ては之が困難を感じることも益々痛切ならざるを得ず(殊に教育ある出獄人及び教育なき手工業者の職業紹介に於て最なりとす)彼等の此の如き長き無職の間に於て彼等を監督し彼等を貧困より又惡友との交通より避けしむることは現今出獄人保護事業の最も苦心の存す所也されば此要求に應せんが爲にアムステルダムに於ては新なる組織創設せられたり予輩は和蘭國に於ける大小十の出獄人保護會が特に上述職業紹介に關し協同的行動をとらんが爲に一の中央組織を創設せん事希望に堪えざる也(完)

参考 和蘭國勢(面積我九州より小、人口五百二十萬、輸出入額我國の五倍一人當三七五圓、産出我國の二分ノ一)

修 養



司獄官と宗教心

秋田 尾 原 靜 乘

『人』と云ふ言葉は極めて簡單なる一語で有りますが此の人なる一語の中には男子も婦人も老人も小供も官吏も軍人も商人も職人も日本人も支那人も皆此中に含まれます、色の白い歐羅巴人も色の黒い亞弗利加人も皆な此中に存在します、地球上全世界の十五億の人類が皆な此中に包含致します、然れは『人』なる語は最も簡單なる一言で有りますが其意義の廣い事に至りては實に形容も出來ぬ位で有ります人と云ふ中に十五億人の人を包容して猶ほ餘祐が有りますから地球の容積に劣らないとも曰ひ得るで有りましたよう

今『宗教』なる語も極めて簡單なる一語で有りますから此の一言の中には日本幾多の宗教も支那幾多の宗教も印度幾多の宗教も皆な此の中に包含致します。或人は五大宗教に區分し或人は十大宗教に

(三) 宗教の定義

宗教の種類が澤山有りますから従て宗教の定義も一樣で有りませぬ今諸家の一致する點に就て二三の定義を述べますれば

○宗教は(神と人)(佛と人)この不可思議の交通で有る絶對の交際で有る

○宗教は(佛と人)(神と人)との結合で有る

○宗教は信賴で有る此の信賴に依て安心を得る是を宗教と云ふ

是等の點は皆な一致して居りて何れの宗教にも通じます

又宗教を原語に付て由せば即ち英語の (Religion) 『レリジオン』で有ります、此の『レリジオン』の中には『信仰』と云ふ意味も『儀式』と云ふ意味も『崇敬』と云ふ意味も有ります。仍て宗教の定義を單に信仰と爲し或は單に儀式とせられた人も有ります

是より更に前記の意義を敷衍致しましよ

一に儀式。何れの宗教でも此の儀式と云ふ事に最も重きを置きます。儀式と云ふ事は平凡に曰へば形式にすぎない事で有ります然し乍ら此の形式なる事が無形の精神に偉大なる感化を與へます近い例を擧ぐれば監獄では毎朝看守の點檢が有ります此の點檢なるものは監獄内の一種の儀式で有りま

す平凡に曰へば形式で有ります然し乍ら此の形式が精神に及ぼす影響は偉大なもので有ります當直室より出て、直に執務する時の精神と一度ひ點檢なる儀式を終へて後執務する精神とは大に相違します

草木に水を打つたか如く心の草も儀式の水に打たるれば晴々として凛々しく成る様に感じますソコテ宗教も朝起きれば身體を清め先づ神前又は佛前に端座して懇ろに宗教の儀式を行ひます然して後ち其日の業務に就く事に致しますれば誠に愉快で有ります又た一日の業務を終へて將に床に就かんとする前佛前に正座して宗教の儀式を済まして安き眠に就きます眞に愉快で有ります又た自分の家にて珍らしき果物又は食物を得た時先づ佛前に供し又は他家より花を貰つた時御馳走を貰つた時先づ佛前に供すると云ふ事は最も確かに宗教上の一儀式で有ります是等は家庭教育上にも最も善良なる影響を殘します要するに宗教の原語『レリジオン』に儀式と云ふ意義が有りますが斯の如く儀式が直に精神上に影響を及ぼします仍て宗教心の無い人でも宗教的儀式を行ふ様に成れば自然と宗教心も出來又た宗教的趣味も出來る様に成ります

二に交際。又は結合の意味を述べます宗教とは人が神と不可思議の交通をする事である人が佛と不可思議の交際をする事である而して能く人と神佛と人との關係を固く結び付けるので有ります是れを

宗教と申すので有ります猿は手足を始め全身を最も能く動かす動物で有ります馬も亦た同様で有ります。前足を動かすか後足を動かすか頭を廻すか尾を振るか致します、吾人の精神か亦た實に其の通りて有ります仍て能く心猿意馬と申します此の動き易き心猿意馬も動かぬ佛陀と結合すれば比較的動かぬ様に成ります

三に信頼及び安心の意味を述べます

古歌に『吾れを呼ぶ鐘にあらねど旅人の

たよりにぞなる山寺のかね』

木曾の様な深い山間を旅行します時、山中で日が暮れた俄に空模様が悪しく成て來た是よりイクラ行けば村落が有るか目度か付かぬ其れに此の邊は折々山賊が出て旅人を襲ふ事が有ると曰ふ話しを思ひ出した

又た偶猛獸を襲撃すると云ふ事も耳にして居る、サア、コーなつたら何で有りましたよう爰に生ずるのが不安の念で有ります恐怖の念で有りますドーすればよいかと云ふのが煩悶で有ります、此の場所に山寺の鐘がゴーンと耳に響いた其の時の心持が今の歌で有ります自分を呼ぶ鐘でなくとも此の鐘に依て山寺の有る事を知り村落の近づいた事が知れますからヤレと一安心が出来ます

無情の鐘の音すら幾分か信頼に成り安心に成ります一步進めて若しも是れが友人で有つたら如何でしょう提燈の火が見へる提燈の印が自己の知れる氏名で有る然も自分を此の山中まで出迎つて呉れた而も道々其の友人の談を聞くと宅には湯を立て、置た馳走の準備も出来てある款待至れり盡せりである爰に於て從來の不安は忽ち安心と變し從來の恐怖は忽ち愉快と變します是れが信頼と安心の心相で有ります

宗教は實に是れです吾人が未來を想像すれば誠に暗黒である誠に心細い、思へば思ふほど恐怖に堪へぬ。考ふれば考ふる程煩悶に堪へませぬ。此の場合に慈悲深い救済者に遭遇しますれば信頼せずには居られませぬ此の信頼に依て爰に初めて安心を得るのであります。安心を得れば迷はない迷はないのが即ち悟りで有ります而して其信心に自力教の信心と他力教の信心との別が有りますが今日は唯だ入門の初談で有りますから大體で止めて置きます

(四) 宗教の現世に於ける効果二三

先づ自信力の事を話します自信力とは文字の如く自ら信する力らで有ります

彼の有名なる梅田雲濱の詩に

妻臥病床兒泣飢

挺身直欲拂洋夷

妻は病床に臥し兒は飢に泣く其の窮狀は思ひやられます其の上に猶ほ朝敵の様な疑雲を被つて居るとすれば猶ほさら堪つた者でない

此の場合挺身直拂の勇氣の有つたのは唯だ皇天后上の知らし召すと云ふ自信力の然らしむる所で有ります自己が精神内に至誠盡忠の四字は皇天后土能く知し召すと云ふ安心で有ります吾々司獄官とても常に此の自信力が無くてはなりません、囚人が看守に對して吾々が惡事を働いて監獄に來るから役人に飯食ふ種が有るので杯曰ふたものが有りますコンナ場合に自信力が無いと一寸赤面します自信力が有ればコンナ事は百人が大聲しても蚊程にも應へぬ自信力とは何で有るか自分は小なりと雖も國家の行政機關である面も重要な機關である社會に若し監獄が無つたならば忽ち修羅道である社會幾千萬の人が枕を高くして眠る事が出来るのは監獄制度と云ふ機關が有るからである吾々は其の監獄行政の一員である不眠不休此の平時の敵に戰つて居るのであると云ふ自信力が有りて初めて職務が神聖に成るのである、小供が夜中小便に行く時に親が見て居て下さると思ふと非常に強くなる吾々も常に其の通りで大神力の佛陀が見て居て下さると思へば自信力に一般の強きを加へます幽冥の裡に無限絶對の後援者が有ると思ひますと心丈夫に事業に従事する事が出来ます

次に覺悟

大丈夫たる者が事を處するには覺悟が無くてはなりません、未來に希望が出來て一身を救済者に托し「死」と云ふ事に安心の出來てこそ爰に初めて覺悟が出來ます

建武三年五月楠正成卿が足利尊氏を湊川に征するに際し何か心に掛る事が有つたと見へて廣巖寺の明極禪師に參見して

『生死交謝の時如何』と尋ねられました

其の時明極禪師は直に左の如く答られた

『兩頭俱に截斷一劍天に倚りて寒し』と

サテ正成卿が尋ねられた『生死交謝の時』とは平たく曰へば死ぬる時である生と死とが交代する時である此の時の心事如何に云ふ問である是れで見ると心中いくらか不安の念が有つたと見へますソコで明極禪師は『兩頭俱に截斷』と教へられた兩頭とは死生の兩頭である生死問題は既に佛陀に依托し在るに非ずや然らば今はの際に生だの死だの苦慮する必要は毫もない唯だ臣下の務めを念頭に置いて至誠國に盡し終るのみとの教示である爰に正成卿は大悟徹底し起立三拜して戰場に臨まれた

次は北條時宗である

彼の有名なる元寇(弘安四年)元の忽必烈兵十萬を率ひて博多の海に來襲した其の前に北條時宗は鎌倉建長寺に祖元禪師を訪ねられた其時に禪師は『莫煩惱』と書して呈せられた

『莫煩惱』とは煩悩する勿れと云ふ事である

煩悩とは煩悶である不安である生死問題は既に佛陀に依投して解決が出來てある煩悶も不安も有るべきでない唯だ盡忠報國の至誠ある耳と是れが覺悟で有ります

近くは伊藤公爵の如きも其れであります夫れは常に護持佛を懷中して居られた一事で分ります生死問題は此の佛に一任し自己は唯だ國家に盡すあるのみ是れが覺悟で有ります

司獄官たる吾々は二六時中天下の兇漢に對侍して居るので有りますから常に覺悟と云ふものが無くてはなりません何時如何なる方法の下に倒れるかも知れぬ朝は笑て家を出たが晩は戸板の上に横はり永き眠りの下に妻子に引取らるゝかも知れぬソデ常平生に覺悟を要するのである生死問題は佛陀に一任し此世にて別れば來世再會するを期し職務に斃れるのは寧ろ名譽である軍人が戰場の花と散るも同一である此の覺悟だにあれば毫も恐怖の念はない爰に於て完全に職務が遂行される次に同情心

何れも世の中に立ちて事業を爲すには同情心が無くてはなりません分けても病院だの感化院だの保護所だのと云ふ事業に従事するものは同情心が無くてはなりません同情心が無くては出來る仕事ぢやない又たタトヒやつても成就せぬ成功せぬ監獄の事業も亦た同様で有ります故に同情心は最も吾人に必要なる事項であります

何れの宗教でも宗教は必らず此の同情心を基に致します、儒教の仁、基督教の愛、佛教の慈悲皆な其れで有ります

心の奥底に温き同情心が有りました其の同情心より現はれて來る言語其の同情心より現はれて來る動作は實に偉大なる力が有ります従て感化の力も多大で有ります

越後地方へ行きますと『獨り按摩』と申して肩を叩くタ、キが賣つて居ります 表の布は粗末な木綿で

も内部の心が綿で有りますとナンボ強く叩いても柔らかに當ります、タトヒ表面は絹の上等で包でも内部の心が堅い檜の木で有ると柔に叩いても堅く當ります

同情心より現はるゝ言葉は痛い強い言語を用いても先方へは誠に柔に當ります受刑者は人生の落伍者である可愛相なものぢや何とかして此の惡癖を矯正してやりたい此の惡癖有るが故に世に立つ能はぬのである不慥であると云ふ慈愛心から現はるゝ言語と、現はるゝ行爲は必らず先方に貫徹致します(了)

統計

大正二年五月末日現在々監人員表

(△、減)

刑事被告人	男	女	計	現月末日	前月末日	前年同月	前月比較	前年比較	本月中ノ新受刑者	前月比較
受刑者	四、〇六九	二四三	四、三一二	四、四二九	四、三二三	四、一七	△一一七	△一一一	△一一一	△一一一
勞務場留置者	五六、六六四	二、八六三	五九、五二七	六〇、〇三四	六一、一九九	△五〇七	△一、六七二	△一、六七二	△一、六七二	△一、六七二
携帶兒	九三一	一〇六	一、〇三七	九三三	一、〇九八	一〇四	△一〇四	△六一	△六一	△六一
總計	六一、〇五九	三、〇七〇	六四、一二九	六四、一八九	六五、六五九	△六〇	△六一	△六一	△六一	△六一
監獄	六三九	一六四	八〇三	八〇三	一、二七六	△四七三	△一、五三〇	△一、五三〇	△一、五三〇	△一、五三〇
留置場	六一、六九八	三、三三四	六四、九三二	六五、四六五	六六、六九五	△五三三	△一、七六三	△一、七六三	△一、七六三	△一、七六三
備考	内朝鮮人受刑者男一九人アリ									
備考	本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ									
總計	八	一	九	九	九	九	△	△	△	△
英吉利	一	一	二	二	二	二	△	△	△	△
北米	一	一	二	二	二	二	△	△	△	△
佛蘭西	一	一	二	二	二	二	△	△	△	△
露西亞	一	一	二	二	二	二	△	△	△	△
總計	四	四	八	八	八	八	△	△	△	△

大正二年五月末日現在受刑者罪名表

(△、減)

罪名	男	女	計	現月末日	前月末日	前年同月	前月比較	前年比較	本月中ノ新受刑者	前月比較
竊盜	二七、四六二	一、四五二	二八、九一四	二八、六〇八	二八、三七九	△二八	△一〇	△二八	一、八三七	△二二
強盜	三、一六六	一〇	三、一七六	三、一八六	三、二四五	△六九	△八	△六九	三五	△七
賭博及ヒ富戯	五、一三三	一五四	五、二八七	五、四四一	五、二九五	△八	△八	△九	九一三	△二四九
詐欺及ヒ恐喝	七、二〇九	二一四	七、四二三	七、三七〇	七、七五五	△三三二	△三三二	△三三二	五九九	△五三
横領	二、七八二	七〇	二、八五二	二、八四四	三、〇四〇	△一八八	△一八八	△一八八	三二二	△五一
贓物ニ關ス	六一〇	六七	六七七	六七八	七七一	△九四	△九四	△九四	九四	△三
毀棄及ヒ隱匿	七〇	一	七一	七五	一〇二	△三一	△三一	△三一	三	△三
通貨偽造	三〇四	九	三一三	三二七	三五九	△四六	△四六	△四六	一一	△三
文書、有價證券偽造	一、六九一	三五	一、七二六	一、六八九	一、八七七	△一五	△一五	△一五	一六五	△五
印章偽造	一一三	二	一一五	一一六	一二〇	△七九	△七九	△七九	七	△七
假證及ヒ誣告	一〇三	三	一〇六	一一〇	一八五	△三九	△三九	△三九	二〇	△二
浪蕩及ヒ淫及ヒ	五五	一	五六	五二	九五	△三九	△三九	△三九	四	△二
傷害	四四七	二九	四七六	四四五	四二六	△三〇	△三〇	△三〇	三九	△四
重傷	一、五七七	二九	一、六〇六	一、五七九	一、八九四	△二八	△二八	△二八	一九〇	△五
殺害	二、五七〇	二一六	二、七八六	二、七八一	二、七六七	△一一	△一一	△一一	七五	△一
嬰兒殺	五四	一八二	二二六	二四四	二二二	△一八	△一八	△一八	七	△一
逮捕及ヒ監禁	一三	二	一五	一六	二九	△一四	△一四	△一四	一	△一

減 前年ニ比シ	增 前月ニ比シ	計總		道海北				沖	
		留置	監獄	十綱	網	樺	札	函	
△一、六七二	△五〇七	五九、五二七	五八、八六〇	九六五	九九二	一、一九〇	一、三一九	七二八	三四七
△一一	△一一七	四、三二二	四、一九五	二〇	一〇五	六九	一六	一六	一六
△六一	一〇四	一、〇三七	一、〇一八	五	三	八	二	二	二
△一九	△一三	五六	五六	-	-	四	-	-	-
△一、七六三	△五三三	六四、九三二	六四、一二九	一、〇一八	一、四九〇	一、一九〇	一、四五〇	八〇五	三六五

區州九				區國四		區			西											
三鹿	宮	熊	佐	大	福	長	高	松	高	松	山	廣	岡	神	和	奈	大	京		
池	島	崎	木	賀	分	岡	崎	知	山	松	島	江	口	島	山	月	山	其	阪	部
一、二六五	七六〇	五九六	八〇六	六四六	八一八	二、〇三五	一、六九〇	九三五	八一七	一、〇二八	七二二	一、二九四	一、一六六	一、六一五	一、二七六	二、三〇七	七九六	八二九	三、六三三	一、四五二
五七	二五	四四	五二	一〇七	二八八	一七七	一〇五	五二	三七	二二	二二	六六	四六	二三五	一一四	二五二	五五	一五	四六六	八〇
五四	一四	一三	三三	一〇	六一	五	二	二八	二四	二二	三〇	七	一八	三六	五六	二四	二二	二二	五三	四八
二四	一	二	一	四	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一、二六五	八七三	六三九	八六四	七〇三	九三六	二、三八八	一、八七三	一、〇八九	九四五	一、〇一六	七六七	一、三九〇	一、二二〇	一、八六一	一、四二七	二、六一八	八七六	八六六	四、一六〇	一、五八一

説 林

●社會的沈黙 左に掲ぐる英國倫理運動の機關雜誌「倫理界」の最近號に掲載せられたるコイト氏の「社會的沈黙」を紹介したるもの也

英國教會で實行して居る宗教的勤務中には他の教會と異つた一種特別の條項があつて、其の日の黙禱を讀んだ後で直ぐ二分間社會沈黙を守るゝこととなつて居る。自分は此の沈黙を以て祈禱又は唱歌以上の價値あるものとして深く之れを信じ之れを推奨するものである。

予は既に十年間此の社會的沈黙を西部倫敦倫理協會で他の會員と共に實行して來た。此れを實行するに至つた由來は、十年前の或る日曜日に予はクエーカー信者の一族に伴つて二三ヶ所の其の宗派の會合に出席した、そして彼等の行ふ沈黙なるものか、品性に對して偉大な回復力と強壯力とを持つて居ることを強く感じた。そこで予は予等の倫理協會に於いても亦之れを實行したらならば得る所が多からうと思ひ、此の旨を會員に謀つた。中には反對する者もあつたが宛に角試験の爲めに六週間試みるゝこととなつた。六週間が過ぎた時、又續いて三ヶ月間實行することとなつた。十年後の今日にはあらゆる會員が此の沈黙的勤務の偉大な價値を認め、他の如何なる

勤務よりも效果の大なること、及び他の勤務は凡べて之れを要求するものであることを信じて居る。

何故に沈黙が此の如く重要なものであるかは。要するに下の理由から來るものであらう。人間の生活には言語以上の或もの——言語では到底言ひ表はすこと出来ない或深いものがある。生は總べての註釋以上に豊富なるものである。如何なる美術も音楽も繪畫も詩歌も吾等が直觀的に會得した全體の意味を單に暗示するだけにして止まつて居る、其れ故吾等は沈黙することが必要である斯くして吾等は言語に表はれざるもの、又表はし得ざるものを會得する、生は教義や説明や詩歌よりも以上のものであることを知るのである。

が己れ一人自己の書案に沈黙靜座するので充分でない。社會的沈黙でなければならぬ。衆と集り共に沈黙することに依つて始めて、人々の間に、言葉や身振で知ることの出来ない靈魂の交通が行はれ、又言葉に表はされざる愛や同情は如何なる部分的發表よりも深奥なるものであることを感得することが出来る。其れ故吾等は衆と共に沈黙せねばならぬ。

此の社會的沈黙より生ずる回復力の如何なるものであるかは、此の沈黙の際に於ける意識狀態と、熱心に音楽又は演説を聞き若しくは繪畫を眺めて居る時の狀態とを比較すれば、容易に了解すること出来る。後者の場合に於いては意識は或る一點に集注して居り隨つて吾等の經驗の大部分も、殊に無意識的自我の大部分が閉塞せられて居る。之れに反して社會的沈黙の場合には有意的活

説

林

動は散じて全部に分布普及して、隨つて吾等の注意は全般に行き亘つて居る。此の精神狀態に於いては、先きに閉塞せられた部分が吾等の意識面に游ばし始め、隨つて吾等の注意を其の部分に引寄せることが出来る。吾等が或る偉大な眞理に接する瞬間は常に斯る受動的狀態にある際である。

個人的及び社會的業務や義務の壓迫が益々強烈になつた今日にあつては此の沈黙を實行することが愈々必要になつた。精神界の醫士が大聲を擧げて、吾等に意志の緊張を弛め、神經に休息を與ふるやう教ふるのには實に怪しむに足らぬことである。吾等は謂はば事務室、教室、又は工場に閉塞せられて居る、されば大に其の窓を開け放つて精神界の高山又は深澤より吹き來る清風を深く呼吸することは、吾等に取つて最も重要なことである。

社會的沈黙の實行者が第一に心得ふべき事柄は、注意力を全體に行き亘らしめることで、隨つて例へば靜かに坐らんと欲し、又は衣服の摩擦を防ぎ、呼吸を抑へやうとして努力することは、既に其れだけ注意力を一點に集めることになるから避けねばならぬ。矛盾のやうではあるが、大なる耐性は、之れを得やうと努力しない所に表はれる。完全な沈黙を得やうとして努力する時は、却て之れが爲めに咽喉や四肢の神經を刺激して、其の目的を達し得ぬものである。社會的沈黙の實行者が遵奉すべき唯一のものは、恐らく『深く呼吸せよ』の語であらう。深呼吸は精神の沈黙を惹き起し是れより自然に不動の狀態が得られるのである。

沈黙は必ずしも絶對的たるの必要は無い。時々種々の音響や運動が起つて之れを妨害した方が却て沈黙が一層烈然として來る。予等が倫理協會で實行して居る時には、其の勤務時間なる二分間を透して、沈黙が恰も滿潮の如く動き、何等の音響も泡沫も伴はないことが折々ある。又時としては大波の岩石を打越えて進むが如くにも感ぜられ、眞の自我は僅一瞬間にして消え去る如くに思はれることもある。然し其の如何なる狀態なるに拘らず、歡喜の念ひを以て充たされる。そして如何なる瞬間も各其の獨特の特質を有し、二個の瞬間を比較して、全然意味の同様といふことは決して無い。

予は倫理協會に於ける此の沈黙の勤行は二分間であると云つた。始めて協會に來て此れを勤行する者には此の二分間が非常に長く思はれる、殆んど無限のやうに感ぜられる。然し彼れが之れに依つて何を期待すべきかを知る時は、此の感じは消失する。其の期待するものは空虚でもなく又眞空でもない、其處に出席する總べての人々の靈魂を去來する精神的空氣である、吾等の信仰は、多くの人々に愛讀せられる彼のジー・エリオットの文中に言ひ表はされて居る。即ち人々の心臓が、手に肉親の熱火を以て鼓動するばかりでなく、又た單に眼の閃き、單の接觸の依つてなく、共に沈黙しながら、多をこなす共通生命の神秘的激動を感ずる信仰である。

社會的沈黙は自身の生命の量るべからざる深みを表はすと同時に又他人の内的價値を告げるものである。吾等の屬する社會の統一

的意志を明示するものである。多に一に統一する同胞の精神が確かなる力を以て今や吾等の上に其の翼を擴げ吾等をしてあらゆるものを包蔵する或偉大なものに接するが如く感ぜしめるのである。其れ故予は現代の人々に向つて總べて此の社會的沈黙を實行せんことを勧告する者である。

● 臨床上及法醫精神病學上より見たる犯罪の一例

公私立精神病院に於ては色々の出来事があつて、新聞や雜誌では兎角に病院或は醫師の非難がある、併しながら病院や醫師の方では患者の治療保護には餘からぬ苦心を用ひて居り患者側からは色々無理な不平を鳴らされ、家人からは苦情を持たされ、思ひも寄らぬ災難に逢ふ様な事は日常多い現象である、殊に毎に不良行為をなして或は不平や理窟を連べて病院醫師及看護人を苛め困らし或は同輩患者に危害を與へ、逃走を企てるなどの患者に至つては實に病院の迷惑を被むる事夥しいのである。今次に述ぶる一例の如きも臨床及法醫精神病學上より見て重要な關係をなし、今後病院制度の改善の上にも大に參考となり興味ある實例である。

患者S女は千八百八十四年アレグザンツのウォルフルトに生れ、濃厚なる遺傳を有して居る、三歳にして父母を喪ひ、其後は親族の家に預けられて嚴格な養育を受けた學校は小學校に二三年通つた丈である、而るにS女は我儘強情にして上長者の云ふ事に逆ひ、叱責罰も何等の效を奏しなかつた。

十四歳の時には早くも親族の家を飛び出し、他家に奉公したが矢

其れからS女は満期出獄した後、依然其素行は改まらず、竊盜詐偽は殆んど彼女の常職であつた、警察に拘留せられた事は實に二十七回の多きを累ねるに至つた、終に再び彼女の精神状態を鑑定せらるゝ事になつた、今度は全く非専門家の一醫師に其の鑑定が命ぜられたのであつた。

此の第二回の鑑定に於てはS女は癲癩病であり、同時に完全無能力者であること云ふ事になつた、今其結果を總括するに次の様である。

- 一、S女は癲癩性精神病に罹り居るものなり、
- 二、S女の爲せる犯罪行為は精神病の直接の結果なり、
- 三、S女は犯罪行為當時に於ては全く理性を缺如し居りたり、
- 四、S女は治療院に收容し、永く醫療を要するものなり、

此の鑑定に基きて裁判所はS女に直ちに無罪の宣告をなし同時に治療院に收容を命じた。

張疎暴な性は改まらず、一家に長く落ち付く事が出来ず賭々を流浪し、一定の生業に就くを厭ひ、殆んど乞食、竊盜、詐偽、淫賣等に生活を送つて居た、拘留に處せられた事も幾度かであつた、S女の性質は刺戟性が忿怒し易く、爲めに屢々暴行を出で、保安上の危害を與へて居たのである、注意すべき事は拘留なごせらるるご感情抑鬱となつて自殺なごしかける事がある。

十七歳の時民間の精神病院に收容された、當時の診断ではS女は癡愚が歇私的里であるご疑を置かれた。

翌年十八歳の時S女は竊盜及詐偽の爲にハルレ精神病院に收容され約一年半に亘り觀察の上精神状態を鑑定せられた、當時の症状は次の様である。

指南力正しく、毎に虚言を弄して實を吐かず、記憶力良好に存し、幻覺無し、感情爽快性にして放歌詠踏を好む然れ共時々急に何か考へ込むご沈鬱して言葉なく、終には泣き出す等の事あり、刺戟性にして其日看護婦がS女を『おしやべり』と云ひたりとて大に激怒し暴行を加へんごした、行為動作に異常は無かつた、身體的には體軀矮小で、肥滿し、頭蓋は小顛であつた、前頭は急斜して居り、鼻梁稍陷没して居る、顔面筋及瞳孔に異常が無い、感覺器に異常なく、四肢の痲痺等は認めなかつた、此場合に於ける鑑定の結果はS女に癡愚であつて、其犯罪行為は減此責任能力であるごせられた、此鑑定に依りて裁判所はS女に對して處刑の宣告をなしたのである。

介者であつた。

斯くして五ヶ年此の様な状態であつたが、終に餘りの暴行をやりたる爲めに狂躁室に入れられた所、少しの監視の眼を盗んで縮首して死んで仕舞つたのである。

以上の經過に就て見てもS女の如きには最も病院に取りて迷惑を被むる患者であつた、S女が五ヶ年八ヶ月病院に監置せられて居た間に爲した暴行の度数は實に大小四百回以上に及んで居るのを見ても驚くの外は無い。

S女は初め民間に於て癡愚或は歇私的里の疑を置れ、ハルレの第一回鑑定では一ヶ年半の長時間に亘る觀察の下に癡愚の診断が下された、第二回の裁判鑑定では前回の鑑定の結果を全部撤回して癡癩病であるごせられた、其診断は區々であつて各醫家の診方に依て相違して居る、然しながら余の意見としてはS女は歇私的里に類似する症状を有して居るが、未だ以て歇私的里であるご鑑定する譯に行かない、勿論S女が常に自分を周囲に目立たす様にふる舞があるごは歇私的里に似て居る、而しS女の如く長らく淫賣賭などなやつて居た者には自然に此様な性格は存して來るものである、尙ほ歇私的里では萬事自己的である事が多いのに反して、S女の日常の舉動は別段に自己本位ご云ふ程でない必らずしも、自分一人が注意尊敬、同情されんご思つて行つて居るのでは無い、只彼女の悖徳性の爲めに單に暴行をなし、病院中に目立つて居たご云ふに過ぎないのである。

又虚談及誇張の言の如きも歇私的里に似ては居るが、之も亦歇私的里では凡てが、自己的であるに反し、S女の場合では其虚談し誇張する事柄及自己に關するよりも寧ろ他人に關する方が多い、即ち専ら醫員、看護婦、同輩患者の事である、此等の點は歇私的里に反して居る事の證明となるのである。

次に癡癩の診断も當つて居ない、恐らくは健康であらうと醫藤君は云つた、第一S女の如き虚言を弄し、誇張の言を吐く者では僅かに二三回の検診で其精神症状の真相を視破する事甚だ困難である、裁判鑑定醫の所見として記載された症状例へば幻覺被害妄想感情刺戟性、意識瀾濁等は、恐らく一時的に起つた拘禁性精神病 (Hypochondria) の發作の時機に在つたものと想われる、實際S女は拘禁するさ此等の症状を發呈し、自殺企圖をなす事は屢々あつた事實である。

以上の鑑別からしてS女は如何うしても癡愚者と見る事が正當であるリユーガン氏の如きも癡愚には拘禁性精神病が少くないと云つて居る、猶ほ解剖の結果、腦の血管、細胞膠質の變化は余の嘗て報告した癡愚者の數例のものに一致して居る。

次に法醫的精神病學の方面から見ても注意すべき事がある、第一次に裁判官の鑑定に對する態度である、第二回の鑑定の如きは、極めて短日月の間に數回の検診で非専門家の手で爲された疎略なものであつた、之に反して第一回の鑑定は一ヶ年半に亘りて病院内に收容して直接精細な觀察の後に出來たものである、然るに前者

は癡癩病あつて責任無能力であること云ひ、極めて裁判官に取りては都合のよい鑑定である、第一回の方は癡愚と云ふ適切な診断に拘わらず減低責任能力であること云ふので裁判官には餘り好まれぬ鑑定の結果を提出した爲に第一回の鑑定を良好のものとして満足せず、直ちに第二回の鑑定を命じ、之に基きて判決を下したのである、勿論裁判官が此の處置に出づるのは職權であつて非難すべき所は無いけれども、一面に於て裁判官に精神病學的智識の概念が多少なり共あれば、比較的斯の如き問題に生ぜぬものと云はれねばならぬ。

茲に於て尙ほ余は目前に差し迫つて居る刑法改正問題に就き一言を欲する、奧太利國改正刑法草案に於ては精神病者、酒客の如き完全責任無能力者及減低責任無能力者で六ヶ月以上の懲役に相當する罪を犯し不論に付せられたる時は國立犯罪精神病院 (Anstalt für Verbrecher ohne Tine) に收容す可しとある、此規定は甚だ正鵠を得たものと云ふ事が出來ない、此規定で見ると六ヶ月以上の懲役に相當する罪を犯すの前提であるから、S女の如き竊盜、乞食、無生業徘徊、淫賣、詐欺等の如き犯行を累れた場合にも拘わらず、皆刑期短少なるが爲に前規定の適用の條件とならず、爲めに私立精神病院に收容を命ぜらるゝ事になり、前述の如き迷惑を見る事になるのである。

社會的危險性は必ずしも犯罪の輕重に一致しない、親を殺し、妻子を傷けた患者でも、比較的危險性なく、よく普通の病院で安靜に

療養され得るものが少くない、S女の如きは之に反して個々の行爲こそ輕微なるが如きも、其社會上の危險性及病院に及ぼす煩累は夥しいものがある。

此の點に於て改正刑法に於ては犯罪精神病院に收容を命ずる場合には其の犯行刑期の長短を標準とせず、其者の犯罪的性格を標準として定む可きものである事になるのを希望して止まぬ次第である。(國家醫學雜誌所載)



寄 書

懲罰上の注意

雷 眠 生

在監者犯則行爲ありたる時は、其犯則の程度によりて微罰あり、然るに此の微罰によりて影響如何を顧みざる時は、却て悪結果を生ずる事あり、吾人の懲罰上に於ける注意點としての二三を列擧して見ん

- 一、一時の感情的に處罰すべからず。
- 二、處罰を行はんとする時は、懲罰に依らずして、他の方法なきかと考察すべし。
- 三、行はんとする處罰によりて果して其の目的に叶ふか否かを考ふべし。
- 四、處罰するに於ては行爲の動機並びに悪行爲

教誨論に就きて

教誨師 國 司 廣 勝

左の一編は國司教誨師福島監獄詰の當時寄草投稿せらるゝ所に係れども紙面の都合に因り遷延今に及び茲に掲載することいせり篇中事福島監獄教誨に關係する點鈔からざるを以て特に之を附言す讀者之を諒せよ

- するに至りし事情を能く調査すべき事
- 五、處罰を行ふに當りては、司獄官は犯則者の過失は間接に自己に原因して居るに非らざるかを反省せざるべからず
- 六、處罰は犯則者の特性を斟酌すべし
- 七、處罰は犯則者の健康と精神を害すべからず
- 八、處罰に於て不善行爲を惡みて其人を惡むべからず
- 九、處罰は深厚なる愛情を以て之を行ふべし、又改悛の實狀顯はるれば必ず之を免除し滿腔の觀喜の情を顯はさすべし
- 一〇、受罰者につきては周到なる視察を怠るべからず

數人以上相ひ會すれば群集心理其間に嚮然と彌滿し個人の場合に點頭敬服することも周圍の振合を見て態と感服せざる風を尙ひ平氣な顔を裝ひ附近の者落涙の態を眺めて自然と涙を催はし熱心に人の所説を傾聽する席に出づれば自然耳を敬て、聽聞する觀あり斯る心理の傾向を察し一般集まれる普遍に共通せる心意の轉向趣味の在る所を稽かへ聽者の心琴に感動を與ふるに留意せざれば聽者の精神を支配する原動力たる信念を植ふることは不能説者たるもの此に鑑みず徒らに辯を弄するも無意義にして一時の喝采を博することあるも光

彩燦爛たる花の如く乍まち飛散消滅して一物を留めざるが如く感化の益なき不結果を招くに至るべし又能説者は身公人たるを忘る可らず公人の一舉一動は陰暗に善惡共に被教誨者に感化を與ふるものにして恒に多くの人の批評の中心となれば硝子箱に在る心持にて吾身を戒慎する所なかる可らず古人は之を因人重法とも云へり所説の法は敢て間然する所なきも素行に指彈すべき點在る時は雄辯滔々懸河の快哉あらむも坐興としては一時人を悦ばす可し曷ぞ師表と爲り標準と爲りて開導の効あらんや故に教誨師は日常如來の代官たる儀表と徳操とを備ふる覺悟勿る可らず必ずや堅實なる主義と其主義に伴なふ徳行を養ひ終始一貫の實踐躬行の人たることを忘る可らず

斯る意思と信念を善へて被教誨者たる聽者の心理状態を査察し適當なる教誨を加ふる時は縦合形式

の上に不備の點あるにしても聽者に必らず嚴乎たる信念を與へ心垢を掃除し清き道念を移植すること敢て困難に非ざるべし之を約説すれば

- 一 主觀 即ち能説者の自信力
- 二 客觀 被教誨者の心理状態

較々陳套の語ならむも自信教人信は千古不磨の金言にして之を實現せしむる外に感化の良法とては非ざるなり

先哲も人を勸化せむには宿善無宿善の二ツを分別して勸化すべしと訓へられたる如く對手の心理と境遇等を稽かへ教化するに非れば徒に勞して効果なきに終らんか聽者を細分するは困難なるものあれども大畧左の如く分類し得べし曾て試みし例を舉示せば

- 一 初犯者 累犯者
- 二 身躰刑 財産刑

三年齡別

い 二十五歳以下
ろ 二十五歳以上五十歳以下
は 五十歳以上

四 教育別

い 全くの無教育者及び假名文字を知るもの
ろ 小學校程度の教育あるもの
は 中學三年以上の教育ある者

五 犯由別

い 一時出来心 ろ 怠惰 は 遊蕩
に 生計困難 ほ 輸贏 へ 習癖

右の分類に基づき各別に教誨すること或は可ならんか監房工場なども之に應じて分類する必要も起り來り他に種々區分する方法もある可けれど煩鎖にして實行上困難なるべし
次に教誨すべき形式及注意を畧叙すべし

一 教誨堂に於ける注意

い 教誨堂は神聖崇高の場所たらしめ自然敬虔の念を誘發せしむるの注意を要す
ろ 香花燈明を清楚にし幽靜の感を催さしむること

は 官吏は脱帽敬意を表し共に聽者に加はるの注意あること

に 精神の慰安所として怒聲叱呵を加ふること
なき様に留意すること

ほ 他の音響の耳に入らざること
に 注意を拂ふこと

へ 空氣の疏通を料り牖戸を開閉し室内温度の調節を適度ならしむるを要す

ご 聽者には或るべく念珠を備へ付け手に之を掛けしむるを可なりとす

ち 塗板を備へ教誨の題を掲ぐべきこと

二 能説者たるもの、注意

い 聽者の心を集注せしむる爲に佛前の禮拜を莊重にして崇敬心を喚起せしむること
ろ 教材を精撰し成るべく摸倣し得らるる程度

のものご及び如來の金言を引き腦裏に信仰の念を蓄へしむべし
は 命令的なるよりは勸誘的なる方却りて能く服膺せるが如し

に 聽者を輕侮せる語調あれば他の點までも惡感情を以て銷滅するの嫌ひあり
ほ 猿蛇犬など動物の話は嫌忌せらるゝものにて避くるを利ありとす

へ 地方の方言を豫め調べ置き方言を用ひて意義の徹底を期すべきなり
ご 從容自若姿勢の温雅と誠實の表情を言外に顯はし被教誨者の師表なりとの態度は必要なり

れば常に留意を要するなり

以上教誨に對する自己の經驗と感想を概説したるに過ぎず唯大方の是正を仰かんと欲するにあり若し夫れ先輩に依りて教化の妙術を傳授せられて斯道の開展を企圖するを得るに至らば洵に望外の幸と謂ふべし

猶は教誨と遇因上及其他の聯絡に於て闕如するあれば甚不可なり但教誨のみにて十分感動を與へた可らず習慣は他のより善き習慣を以て矯正するは全く實踐的の教誨にして口説の教誨を實現せしむる現實的の教誨と相待ちて感化の實收穫を期待し得べし倘し躬行の道なきに於ては理論のみ高尚なる事を覺へて實踐上何等の効なきに至り空論と化するの嫌ひあり之を成るべく現實に實行せしめん爲めに常に戒護の任に膺れる人は勿論一般官吏の扱

護助勢に由り日々在監者を督勵して教誨の主義を事實に表現せしむるを要す是れ又曾て實行せし所を擧ぐれば左の如し

一 毎朝起床洗面後教誨堂にて佛前に禮拜せしめ敬虔の念を涵養し一面其日一日無事に謹慎且勉勵せんとの觀念を助長する爲め教誨師も俱に佛前にて讀經し禮拜を爲す

因みに出獄者よりの禮狀に毎朝自家にても朝禮を行なひ道心を養ひ居るを往々報道するものあり

二 毎食時の際國家の御恩社會の恩父母の恩及び佛恩を忘却せざらしむる爲め兩手に箸を持ち之を戴き御恩に依り喫食するを得るとの感を抱かしめ報恩の念を常に憶想せしむる爲め之を勵行しつゝあり

三 各工場に塗板を備へ佛陀の金言又は聖賢の格

言を掲げ工場教誨に之を説明し且其の格言を心裡に印象せしむべく雨雪等にて運動に出づる能はざるべき看守の發聲にて低聲之を唱和し銘記せしむることに努む

四 毎日罷役還房後居房に就き數誨師は善人の傳記等を講話し就寢時にて之を畢はる様に絶へず徳性を涵養せり

五 官本各冊子の表紙裏に處世の要領數十箇條を印刷して貼付し其の心得を示す

六 一般受刑者の犯罪原因の直接間接の缺點云は

ば通有性とも認むへき飲酒の惡癖や金錢の浪費貯蓄觀念なきを戒むる爲に飲酒の害惡を書きたる小冊子又は貯金のすゝめなどを各監房に一冊づゝ備へ付て隨意閱讀せしむることゝせり

七 受刑滿期前に在監中の感想を記さしむることもあり又教誨堂には誓約簿を備へ置き教誨に依り

寄

書

自己の犯罪に陥りし缺點の自覺と之を矯正する方法とを示し本人をして任意誓約せしむ(無筆者は代筆す)而して誓約者には一枚摺としたる渡世の心得を交付して永く之を恪守すべきを諭し佛前に於て誓約簿に氏名を認め永く偷らざるを誓ひ捺印せしむ

八 釋放前十五日日本人の素行矯正すべき要點保護すべきの概要を所屬寺院へ通知し或は親族を出迎ひに出頭せしめ又は寺院の住職出頭することゝして出監後の保護を託することゝす倘し所屬寺院を有せざるものあれば歸住地の町村長警察署等に通報し保護を託することもあり

斯の如く教誨師は教誨を加ふると同時に教誨は其時のみのお話にあらず常に實地に之に行ふを促かし役業の奨勵謹慎の鼓舞も皆教誨を生々活躍することに努め而して不知不識良習慣を移植し之を扶

助長養せしめて永く出監後に連續せしむるときは教誨決して徒爾にあらざるのみならず大に効果を認むることを得べきなり猶ほ在監中より出監後寺院等の保護を受けるは自己の幸福にして盲者の杖を得たるか如き決して之を煩はしく思むべきことにあらず且つ尊重せらるゝものなる旨を各監房に心得書を備へ出監後の保護を望むべきことを勸告しつゝあれは出監後の保護を忘厭する如きは酷だ希れなり幸ひ本縣内の慈善會の僧侶諸師免因に同情し保護に盡力せらるゝの結果在監中の教誨も大ひに其効果を顯彰しつゝある歟に認めらるゝ狀あり

出監時誓約せし者

誓約に背き入監せる者

自明治四十三年七月一日計男二五〇人 同年中男 五人
至同 年十二月末日計女 一五人 同年中女 なし
自明治四十四年一月一日計男五三〇人 同年中男 三五人
至同 年十二月末日計女 二二人 同年中女 なし

自明治四十五年一月一日計男四四七人 同年甲男一五人
至大正元年十二月末日計女一九八人 同年甲女一八人

以上記する如く誓約に背き入監せるは甚だ小數にして約誓に違背し入監せし者は更に佛前にて懺悔を爲さしめ在監中は謹慎勉勵し犯則など致す間敷との誓約を爲さしめ押せしむるに大抵悔悟の涙を漏し上佛祖に對し下家族に申譯なしと衷心謝する情あるか如し教誨師は又自己不敏にして爾に犯罪せしめたるは教化の洽ねからず佛心の徹底せざるは不行届なりしも爾今必らず心得違ひ無き様と懇ろに教誨を加ふるに感動深く在監中以前に倍し謹慎する態あるを認めらるゝは渠等未だ良心の喪失せずして教養の餘地あるを思はしむるものあり惟ふに集合教誨又は個人教誨にても其後の後詰に注意せず漫然之を放過する如きあらは教誨の効果も薄弱なる憾みあり之を永續し活動せしむるの工夫は之を實地に應用馴致せしむる他のものとの聯

絡は最も要用なるへし一般に信仰觀念に乏しき殆んど信仰の源泉涸渴せるは渠等の常態なり故に心中樞に確固たる信念を維持せしむるには刺戟を與へて中樞を失はざらしむるの習慣を養成するを肝要とす然るときは心猿意馬自から縦なるを得ず之を抑制するの強き信念に常に存せは全く不良の惡習を脱離して身を治め心を制するの念自然に起り不知不識善良の習ひ性となり根本的改善の人として社會善良の班に伍するを得へし斯くなりてこそ創めて教誨の效とも亦た行刑の効果とも云ひつへし要するに教誨は被教者をして起居動作に活動せしむる丈けの原動力となり邪念を制御せしむる權威を附與するにあれば教誨師は熱心にして終始撻まず之を徹底せしめんと努力し始めて其効果顯然たる哉に思考せらる所見を披瀝し大方識者の指教を諉つのみ

保 護

堺市免囚保護事業

堺分監員通信

保

當地免囚保護會は昨年八月の設立に係り以來日尙淺くして其基礎未だ全く定まらざるを以て篤志家中寄々之れが發展の方法を講究中なりしが愈去六月二十一日を以て總會を開き會則の改正及會長副會長の選舉評議員以下の役以員を改選し大に面目一新の運に向ひたるは欣喜堪へざる所なり會長には熊野市長副會長には兒島典獄補を推舉し又評議員には小室監督判事大月檢事戸田警視中村市助役並に各宗僧侶の代表的人物牧師醫師等を網羅して之を擧げ各承認を受けることとなりたれども尙市内實業家資産家等をも評議員に加へ地方的共同慈善事業として將來の發展を期する目的なる由一部篤

志家中には由來當地方は保護事業甚不振の状態なりしも今後官民一致協力して大阪府下其他隣府縣に對し斯業活動の魁を爲さんと云ひ居る由にて元氣頗る旺盛なりと因に新任堺分監長兒島典獄補には着任匆匆なるに拘はらず職務の外尙保護事業にも熱心盡力せられつゝありと云ふ

山形縣下に於ける佛教家の
出獄人保護

山形通信

本縣下に於ても佛教家を中心とせる免囚保護事業起り曩に各宗聯合羽陽慈善會の設立ありて廣く縣下に涉り支部を設置せらるゝ筈なりしが今般愈同會則第十條に基づき山形市外五郡に別記十八ヶ所の支部を設くることとなり本月十六日には同會本部主幹及理事十數名山形監獄事務所に參集し實行方法に就き諸般の打合を爲したり尙一郡市内に數

個の支部あるは實際の便所を計り各宗毎に一支部を置くことせしが爲めなりと云ふ

羽陽慈濟會支部所在並に支部長

天台宗	東村山郡山寺村	立石寺	壬生	芳田
眞言宗智山派	南村山郡上ノ山町	觀音寺	鎌上	隆昇
臨濟宗妙心寺派	山形市鉄炮町	勝因寺	角張	東順
曹洞宗第一	山形市宮町	慈光寺	齊藤	禪洞
同第二	東村山郡金井村	高松寺	今野	隨孝
同第三	西村山郡谷地村	東林寺	逸見	智洞
同第四	北村山郡東根町	養源寺	見野	哲圓
最上郡各宗聯合	最上郡新庄町	瑞雲院	菅井	良漢
淨土宗山形部	山形市鍛冶町	淨光寺	莊司	眞應
同東北郡	東村山郡天童町	三寶寺	會津	運瑞
時宗遊行派	同郡出羽村	運照寺	武田	賢龜
同一向派	同郡天童町	佛光寺	藤原	諱圓
日蓮宗	山形市片町	大寶寺	大山	蓮漢
眞宗本願寺派	東村山郡藏塔寺	常得寺	前田	利道
同大谷派	山形市七日町	見聞寺	日野	了運
同	東村山郡高橋村	願得寺	菅生	教滿
同	北村山郡西郷村	福行寺	郡須	哲丸

是に因りて觀れば被保護者百三名中見込なく退館を命じたるもの逃亡せしものは拾六名にして全數の一割五分に當り其他は成績良と認め得べく又其保護せしものは悉く職業の紹介を爲せしものゝみにして一旦其保護所なる勞作館に收容したる上職業の紹介を爲せしものなりと

在郷軍人の出獄人に對する

保護

德島通信

在郷軍人にして目下德島監獄に入監せる受刑者八十餘名ありて出獄後の保護は最も切要なるを認め數月以前より德島聯隊區司令官に交渉し又は郡部に於ける在郷軍人分會長會議の席に臨み其保護の必要なる所以を説述し進んで之を實行せんことを交渉中なりしが今般同聯隊區司令官と典獄との間に左の協約を締結したり一、在郷軍人の入監者あ

日本救世軍出獄人保護事業の成績

日本救世軍の出獄人保護事業は英國人ヘンリーホツター及山室軍平兩氏の主管に係るものにして保護所は東京市牛込區赤城下町に在り救世軍が有ゆる慈善救濟事業に活動し社會の爲め貢獻しつゝあるは知らざるものなく而して其事業に一種の特色を有することも又世人の認むる所なるが今同軍の大正元年度に係る保護事業成績を擧ぐれば

職業を紹介したる者

越人員 男三十五名
 新保護人員 同六十八名
 退館せしもの 同七十五名

自活し得べき爲め

他人の引取りたるもの 同十六名
 見込なく退館を命じたるもの 同八名
 逃亡せしもの 同八名
 死亡 同一名

月末人員

同二十八名

りたるときは監獄は司令部に通報すること二、同上の出獄者ある時は同じく監獄より其釋放期日を司令部に豫報すること三、同上の出獄は釋放時可成本人を司令部に出頭せしめ訓戒を加ふること四、市及市附近の出獄者は監獄より在郷軍人分會に對し適當の保護者を出頭せしむる様依託すること若し遠隔の地に歸住するものに就ては監獄より在郷軍人分會に通報し之れか保護方を囑託すること六、在郷軍人分會及同會員は右出獄者に對し便宜と保護(就業の道を講ずる等)を與へ再犯を防遏することなりと是れ又一種の保護事業たるを失はず此種の保護は曩に高知縣に於ても聯隊區司令部と典獄との間に協約せられたるを聞きしが今又德島縣に於て同様の企あり今後他の地方にても續々斯る事業の起らんことを希望せざるを得ざるなり

獨立生計を爲し居るもの	合計	内保護會へ收容したる者	札者	棹	十	網	其
二	八	八	五	一	二	八	八
三	三	三	三				三
三	二二六	二二〇	七二	一	二	二	二二六
三	一三	四	一三				一三
三	二九	二四	八五	二六	二	一	二九
五	五	五					五
七	七	七					七
二	四						二
一	一						一
二	六						二
五	一〇〇						五
五	六						五
一〇	一〇						一〇
一〇	一九九						一〇
一〇	一九九						一〇
四	四						四
一〇〇	一〇〇						一〇〇

備考 (1) 本表中獨立生計を爲し居る者の内五名に既に結婚し居るもの

(2) 新保護人員中其他とあるは出獄後單獨保護を乞ひ來りし者なり

(3) 保護會へ收容保護を加へたる新保護人員中男六人女二十九人は當場に於て旅費を支給し出監當日居住地又は本籍地へ歸國せしものなり

愛媛縣保護協會の成立

松山通信

本縣に於ける免囚保護教團は現時八箇所ありて何れも佛教宗派の宗教家に依りて組織せられたるが各個分立せるを以て各教團間の聯絡なく活動上相互に不便尠からざるより今回關係當局並に重なる僧侶諸氏相謀りて愛媛縣保護協會なる統一機關を設立し各教團相應じて活動し將來事業の發展を期せん見込なりと云ふ今會則及教團區劃等を紹介すれば左の如し

愛媛縣保護協會々則

名稱

第一條 本會ハ愛媛縣保護協會ト稱ス

目的

第二條 本會ハ出獄人保護教團ノ統一ヲ計リ之カ發展ヲ期スルヲ目的トス

事務所及事務

第三條 本會ハ事務所ヲ愛媛縣温泉郡雄郡村大字藤原四百二十四番地ニ置ク

第四條 本會ハ左ノ事務ヲ取扱フモノトス

- 一 各教團間ノ聯絡ヲ保ツコト
- 二 出獄者ノ通知ヲ受ケタルトキハ直チニ之ヲ所屬教團ニ移牒ノコト
- 三 教團區域ノ設定異動通報方ノコト
- 四 保護教團ヲ代表スルコト
- 五 保護教團成績表調製ノコト
- 六 補助金及寄附金ノ收受整理及分配ニ關スルコト
- 七 名士又ハ實務家ノ學說及意見ヲ發表シ並ニ事業ノ實況ヲ知ラシムル爲メ會報ヲ發行シ會員ニ頒ツコト

但シ發行期日ハ追テ之ヲ定メ實費ヲ徵集ス

役員ニ關スル規程

第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一 總裁 一名

保

護

(一七)

二 會長 一名

三 副會長 二名

四 顧問 若干名

五 地方顧問 若干名

六 主事 一名

七 評議員 若干名

第六條 總裁ハ愛媛縣知事、顧問ハ松山地方裁判所長同檢事正、愛媛縣内務部長警察部長、愛媛縣理事官、松山監獄典獄、松山警察署長、松山市長、松山辯護士會長、松山三新聞社長等地方顧問ハ各郡々長及警察署長等ヲ推薦シ他ハ評議員會ノ決議ニ依リ推薦スルコトアルヘシ
評議員ハ各地方教團長トス主事ハ會長之ヲ命シ會長副會長ハ評議員會ニ於テ選舉ス
但任期ハ一ケ年トシ重任スルヲ妨ケス
第七條 總裁ハ本會ヲ總理ス
會長ハ本會ヲ代表シ其責ニ任ス
副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其職

評議員會ハ毎年一回之ヲ開キ同臨時會及總會ハ必要ノ場合臨時ニ之ヲ開催ス

第十條 集會ハ會長之ヲ招集ス

第十一條 總會ハ會員全部ニ出席ヲ通知スルモノトス

第十二條 評議員會ハ役員選舉及左ノ事項ヲ決定スルモノトス

一 規則ノ改正ニ關スル事項

二 收支ノ精算報告ニ關スル事項

三 前各號ノ外會長ニ於テ必要ト認メタル事項

第十三條 總會ハ評議員會ノ諮問ニ答ヘ事業ノ成績、會計ノ收支精算ノ報告ヲ受クルモノトス

會計

第十四條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ルモノトス

第十五條 主事ハ收支ニ關スル一切ノ證據書類ヲ整理シ毎年ノ集會ヲ提出シ會員ノ閱覽ニ供スヘシ

務ヲ代理ス

顧問ハ會務ノ執行ニ關シ會長ニ注意ヲ與ヘ又ハ評議員會ニ出席シテ自由ニ其意見ヲ述フルコトヲ得顧問ハ特ニ會長ノ委囑ヲ受ケ會務ノ執行ヲ監督スルコトヲ得

地方顧問ハ其地方教團ノ事業ニ關シ教團長ニ注意ヲ與ヘ又ハ地方教團ノ會合ニ出席シ自由ニ其意見ヲ述ヘ時宜ニ依リ本會々長若クハ地方教團長ノ委囑ヲ受ケ地方教團會務ノ執行ヲ監督スルコトヲ得

主事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ庶務及會計事務ヲ掌ルモノトス

第八條 役員ニ缺員ヲ生シ後任ニ就キタル者ハ前任者ノ任期ヲ繼承スルモノトス

集會

第九條 集會ヲ別チ左ノ二種トス

一 評議員會

二 總會

シ

第十六條 本會ノ經費ハ専ラ篤志者又ハ公共團體ヨリノ補助金ヲ以テ維持スルモノトス

但不足分ハ教團之ヲ負擔ス

雜件

第十七條 會員ニ異動ヲ生シタルトキハ地方教團長ハ直ニ之ヲ本會ニ報告スヘシ

附則

第十八條 本會成立ノ場合ニ於ケル會長及副會長ノ職務ハ

第十九條 前條ニ依リ定メタル假會長及副會長ハ評議員ノ選定シタル會長及副會長ノ就任迄ヲ任期トス假會長ノ推選シタル役員ハ評議員會ノ承認ヲ受クルモノトス

一 保護教團區域

名稱

- 一 愛媛慈善會 松山市、温泉郡、伊豫
- 一 喜多郡佛教免因 喜多郡一圓 大門口法華寺内
- 一 保護會 郡上、浮穴郡一圓 松山市、豊坂町中ノ川圓休寺内

事務所在地

保

護

- 三 西宇和郡護友會 西宇和郡一團 西宇和郡川之石町村龍潭寺内
 - 四 宇和島報恩會 北宇和郡南宇和郡一團 北宇和郡丸糠村但三間四ヶ村ヲ除ク 大經寺内
 - 五 東宇和郡報恩會 東宇和郡一團 警察署内
 - 六 三間齊修會 北宇和郡三間郡四ヶ村 龍泉寺内
 - 七 東豫佛教保護會 新居郡・宇摩郡 新居郡大町村光明寺内
 - 八 越智郡福田會 越智郡一團 今治町大字中濱町法華寺内
- 尚同協會に於ては次て去二十七日に至り管内各教團長を召集し松山監獄事務所に於て評議員會を開き左の事項を決議したり
- 決議要項
- 一 恩典出獄者は追日増加するのみならず曩に恩典に依り出獄したる者も日子の経過と共に既に二三 聖恩を忘却し入監するに至りたるものあるは遺憾に堪へず就ては此際此等出獄者に對しては一層周到の保護を加ふること
 - 二 入監者ありたるときは別紙第一號様式の通知書を保護教團に送付すること
- 七 引取同伴歸郷せざる者に就ては協會に於て便宜の地迄保護するを以て教團に於ては其者の釋放當日以後速に訪問又は出頭を促す等の方法を勵行し保護上の手續を了すること而して又彼等をして努めて寺院に接近せしむる機會を作ることに
- 八 他監獄の出獄者にして本縣に歸住の者も亦本規程に依り通報すべきに付松山監獄及同分監よりの出獄者同様保護を加ふること
- 九 保護寺院住職は爾後毎月訪問通信出頭訓諭其他適當の保護に力め彼等をして寺院に信頼せしむるの方法を講ずること
- 十 被保護者にして保護者を失ひ收容保護の必要生じたるときは愛媛保護場に收容方を依頼すべきに付其旨保護協會に申出づること
- 十一 被保護者にして他教團下に移轉したるときは保護臺帳に移轉先を記入し保護協會に通報すること

- 二 出監通知(保護臺帳を添)を受けたる保護教團に於ては直に其所屬寺院に移牒し所屬寺院住職出頭の上引取同伴歸郷し其者の父兄其他の保護者に確實に引渡を爲すこと
 - 但し保護者出頭の際は住職に於ては出頭せざるも差支なきこと
 - 三 前項は監獄所在地又は附近二三里程迄の近距離の寺院に於ては必ず之を實行すること
 - 四 釋放の通知を受けたる寺院住職は釋放前必ず其家庭を訪問し家族との融和を計り又職業に關する準備を遂ぐることに
 - 五 出獄者は午前十時迄在監せしめ置くは妨なきも同時刻に至るも住職出頭せざる時は已むを得ず保護教團役員の來監を求め引渡すこと
 - 六 釋放通知は可成三十日前に爲すべきに依り近距離の住職は第四項の手續を了し釋放前一回出頭接見すること而して遠隔の寺院住職は出松の機會あらば可成出頭接見すること
- 十二 他府縣へ移住する者も亦前項に準し通報すること
- 十三 寺院は市町村長區長組長駐在巡查青年會及小學校長等と連絡を付け出獄者の保護に付適當の處置を執ること
- 十四 行狀不良の者あるときは機を失せず駐在巡查組長區長青年會長又は小學校長等と打合せ再犯に陥らざる様機宜の方法を講ずると同時に協會長に其旨通報すること
- 十五 出監時の携有金は可成歸郷に要する丈の金員を交付し殘餘は貯金通帳とし之を市町村長又は警察署長に寄托すべきも若し歸住地所屬寺院に郵送したるときは寺院は本人に濫費せざる様訓諭して交付し若くは通帳は可成寺院に於て保管し貯金奨勵の方法を講ずること
- 十六 教團は少くとも一年二回教團内の寺院に於ける保護の實況を監督視察する方法を講ずること

十七 恩典出獄者に就ては別紙第三號様式の保護を毎月(翌月)保護協會に送付すること
 十八 一般出獄者に就ては別紙第四號様式單名票を教團に於て取纏め年三回保護協會に送付すること
 こと

別紙様式之を略す

廣島保護院の概況

廣島 通 信

同院は明治三十二年七月五日廣島青兒院廣島修養院(廣島縣代用感化院)と共に眞宗崇徳教社慈善事業の一部として創立せられたるを其後本派本願寺の發起に係る大日本佛教慈善會財團の設け成るに方り數次交渉の結果三十五年七月を以て他の二院と共に該財團の經營に移れり
 創立の當時は廣島市國泰寺村百八十五番地四番邸に開院せしか爾後經營上の都合に依り再度移轉を

- 爲し四十二年六月十日更に同所附近國泰寺村五百四十五番地に轉じたるは即ち現今の位置なり
- 同院の施行する所の事業の概項を擧れば左の如し
- 一 院内に收容し職業を授け直接保護し又は院外の雇主に紹介就職せしめ間接保護する事
- 二 所屬寺院教會と聯絡を通じ或は郷黨に委し以て自己の家庭又は親戚特志家の家庭に入らしめ保護する事
- 三 青年出獄人又は婦人出獄人の爲めに特に方法を設け適切なる保護を講ずる事
- 四 引取人の到着まで一時宿泊保護を與へ又は引取人の出頭せざるものを最寄の驛乗船場若しくは本人の歸住地に保護する事
- 五 在監人の家庭を訪問し其改善に努め豫て出獄後の歸住に差支なからしむる事
- 六 在監人に接見し謹慎を策勵し一面精神上の慰安者を以て任ずる事
- 七 在監人留守家族の扶助

- 八 出獄人の親戚故舊と融和を圖る事
- 九 被害者との調和を圖る事

同院は主として大日本佛教慈善會財團より資金を仰き尙官府の獎勵助成金及特志家の直接寄附金其他院の雜收入を以て維持せるにあり
 又同院の保護方法は最初收容本位なりしも幾多の變遷を経て今は家庭本位に進み郷黨保護を主とするにあり出獄人をして一定の場屋に收容するは最善の保護手段にあらずして成べく自己の家庭又は親戚特志家の家庭へ調和歸住せしめ其家長を中心

被 保 人 の 成 績

とし郷黨の首長所屬寺院警察官特志家等の提携保護の下に社會の活舞臺に立たしめ業務に精勵せしむるは(成るべく社會の事情に接觸悟入するの機會を得せしむるに在り)即ち活保護にして效果の著しきを認められたるなり
 然れども同院は業務紹介中のもの及其他院内止住者の爲め市内當業者と交渉し素品の供給を受け燐寸箱狀袋貼等の業を執らしめつゝありと雖ども是は止をむ得ざるに出たるものにして原則としては家庭本位にありと云ふ
 今明治三十二年以來の被保人の成績を擧ぐれば

保護を解きたるもの：三九〇

恩赦他府縣歸住	一一
自 活	五一
他 人 引 受	二八三
退 場	一
入 監	四
逃 亡	三六
感 化 院 轉 入	三一
死 亡	三
計	三九〇

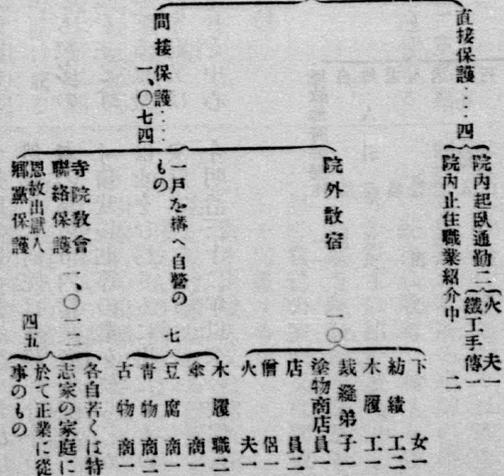
職業名	男	女	計	職業名	男	女	計
鐵道夫	一	一	二	新聞配	一	一	二
日雇	二	一	三	音樂修	一	一	二
舟乘	八	一	九	技生	一	一	二
鷄肉商	一	一	二	果物商	二	一	三
農夫	六	四	一〇	肥料商	一	一	二
各種	三	五	八	活版	二	二	四
商店員	三	五	八	職工	二	二	四
自用車	一	一	二	指物職	三	二	五
夫	一	一	二	一 塗物工	三	二	五
表具師	二	一	三	二 行李製	一	一	二
染物師	二	一	三	一 洋服商	一	一	二
工紡織	五	七	一二	七 左官	一	一	二
麻裏工	七	一	八	二 辻占商	一	一	二
按摩	二	一	三	三 產婆	一	一	二
鐵工職	三	一	四	二 木履工	一	一	二
菓子職	二	一	三	一 遊藝	一	一	二
石工職	一	一	二	一 桶工	一	一	二
點燈夫	一	一	二				

解保者中他人引受 職業狀態(普通)

華耕	一	一	二	製本師	一	一	二
菓子商	一	一	二	坑工	一	一	二
雜品行	七	一	八	突	一	一	二
僧侶	三	一	四	炭燒	一	一	二
寫真業	一	一	二	新開記	一	一	二
木工	三	一	四	者	一	一	二
學生	一	一	二	工自轉車	一	一	二
會社員	一	一	二	工ロクロ	一	一	二
計	一	一	二	計	一	一	二



自明治三十二年七月
至大正二年二月
總保護人員一、四六八
本院に於て直接三八〇
取扱たるもの
寺院教會 一、〇二九
聯絡保護
恩赦出獄人 五九 現在人員一、〇七八



備考 本院が直接間接に恩赦出獄人を保護したる數は八十八人(男六十八人女二十人)なり
本院に於て直接間接の被保人自營若くは修身の必要上婚姻媒介したるもの二十四組(内一組離婚)
本院が直接間接に保護したる未丁年出獄人は百十一人あり

通信

●金澤監獄より

六月二十九日大谷派本願寺教學部長大谷瑩亮師來
廳男受刑者を前後二回に分ち教誨堂に於て尙女受
刑者には女監に於て孰れも懇篤痛切なる親教あり
しに一同感受頗る深く歎歎流涕する者多數あるを
見受けたり尙幼年男受刑者に對しては別に第六監
廊下に於て簡單にして而も適切なる親教を施され
しに一同深く感受せり

親教に先ち大野典獄の訓示されし要旨並に親教の
大要左の如し

典獄訓示

今回大谷派金澤別院に於て 先帝陛下の御一周忌
法要を執行さるゝことゝなり爲めに御法主代理と
して同派連枝大谷瑩亮師參向されたるに依り本官

より一同に對し特に一場の親教を請ひしに繁務中
にも拘はらず快諾されたる次第である是固より一
同に對し遷善の實を擧げしめんこの旨意に外なら
されは一同其意を體し最も靜肅に謹聽せねばなら
ぬ親教大要

唯今御紹介の如く自分は今回金澤別院に於ける
先帝陛下の御一周忌法要を謹修する爲めに來澤せ
しが一同も承知の如く 先帝陛下に於かせられて
は昨年御發惠以來國一民般熱誠を込めて御平癒を
祈り奉りしも終に昨年七月三十日御登遐遊はされ
爲めに國民一般悲哀の涙に咽ひたる次第である而
して其涙の未だ乾かさるにはや殆んど一周年と爲
りたことであるが當加越能地方は金澤を中心とし
て吾大谷派の檀信徒の最も多い所であるから本日
の金澤別院の法要には嘸かし多數の檀信徒が參詣
することであらうと思ふ今此處に集まりて居る者
の中にも我檀信徒の者も多しことであうらが自分
は今日別院にて一同に遭ふことを得ずして斯の如

き悲しき場所に於て面會せねばならぬと云ふこと
は頗る遺憾に堪へぬ次第である
就ては唯今一同に對し特に話したいと思ふのは眞
宗の八代目蓮如上人の御一代問書の中の一節であ
る开は

皆人毎によきことを言ひもし働きもすることあ
れば眞俗ともにそれをわかよき者にはやなりて
その心にて御恩といふことはうち忘れてわか心
本になるによりて冥加につきて世間佛法ともに

惡き心がかならず、出來するなりと云々
凡て人は言つたり行ふたりすることが善く出來れ
ば直ちに憍慢心か起つて遂には御恩と云ふことを
打ち忘れて仕まいわが心が本になる故冥加に盡き
て世間の上にも佛法の上にも惡い心か起る様にな
り取返しならざる失態を招くに至るのである

全體人間と云ふものは肉體と精神とより成立つもの
て此二つは恰も主従の様な關係を持ち肉體は常
に精神の命令に従ふて働くものである今何か腹立

つことあつて相手を撃たんとして右の手を振り上
げることもあるか又或場合には路傍に臥れて居る
憐れな人を見て同情の念に堪へず右の手を以て抱
き起して痛はることもある同じ一人の右の手であ
るけれども或時は人を撃ち人を傷けんとする鬼の
様な働きを爲し或時は人を憐み人を救はんとする
佛の様な働きを爲す是れ全く精神の命令に依て其
働きか相違するのである

唯今一同を見るに自分と同しく眼もあり口もあり
手足もあつて見ることも出來言ふことも出來働く
ことも出來然るに自分は今日此壇上に立ちて一
同に對し教誨を聞かせる位置に在り一同は壇下に
在りて之を聞かねばならぬ地位にあるのは如何な
る理由に基くか之れ唯精神の働きの相違に依るの
である即ち心の据へ場所の違ひ目に由るのである
尤も犯罪の原因動機に付ては種々の別あらむと思
を忘れたと云ふことか確かに其原因の一部分と爲
つて居ることゝ思ふ一同は果して親の恩を忘れさ

りしか果して 陛下の恩を忘れさりしか静かに手を拱き既往を顧みれば思ひ半ばに過くることであらう人は小さき恩よりも却つて大なる恩を忘るゝもののである暗夜に提灯を借りし小恩は忘れされども日々我々に熱と光とを與ふる太陽の大なる恩を忘れて居るものが多い偕然らば一同は如何なる處に精神の据はり場を定めねばならぬか

佛教には或は四恩を説き或は十恩を説き殊に淨土眞宗にては皇恩と佛恩とを並へ教ゆるのである先徳の言にも

生々に被りし國王の恩よりも此土の皇恩ことに重し

とありて我々は固より單獨で生存することは出来ぬ又他より種々の恩を受けねばならぬのであるが就中此土の國王の恩は殊に重いのである依りて眞宗に流れを汲める者は内心には深く他力の信心を獲得し皇恩と佛恩との忝きことを喜び王法爲本眞俗二諦の宗規に基き國民の本分を全ふせねばならぬ

善を作し己を修し體を潔らかにし心垢を洗除し言行忠信表裏相應すへし

と説いてある如く一同も既往は及はず此際宜しく決斷して身を端し行を正ふして心の垢を取り排ひ言と行と表裏相應するの覺悟かなければならぬ殊に我皇國は日清日露の戦役を経て國威の發揚に伴ふて國事益々多端となり今や六千餘萬の同胞は夫々忠誠を抽て臣民の本分を盡し皇恩の百萬端の一に酬ひ奉るべき覺悟を以て孜孜其職に努めて居る有様である然るに一同の目下の有様は皇恩に酬ひる代はりに却りて陛下の御軫念を煩はし奉り居る次第實に恐れ多いことである一同衷心茲に氣付きしならば今より後は驟然覺醒して先づ差當り獄則を謹守し役業に精勵し益々改過遷善の實を擧ぐる様専心努力せんことを望む次第である

尙女受刑者に對しては特に首楞嚴經の見性成佛の譬喩を引用し極めて平易に而も痛切に報恩を訓へ遷善を促されたり

ぬのである

明治天皇の御製にも

罪あらはわれを罪せよ天つ神

民はわかみのうみし子なれば

と詠しさせ給ひて 先帝陛下は恐れ多くも我民草を是我子として慈み慈ませられ我が民草の罪をも御身に引受けさられたる如き有難き大御心に對し奉りては感涙に咽はない者は一人もなからう然るに 先帝陛下には御登遐遊され國民一般悲歎の涙にかきくれしことなれども我國は諸外國と異り直ちに 今上陛下の御踐祚まじくして 先帝陛下と同じく御仁恵を垂れさせられ國民を治め給ひしに依り我々國民は同じく有難き御仁政の下に安穩に日暮しをさせて頂くことか出来るのである左れば我々國民一般は 先帝陛下に對し奉りし赤誠を以て 今上陛下に捧り奉るの覺悟かなければならぬ 又大無量壽經に 宜しく自ら決斷して身を端し行を正ふし益々諸

彙報

●本願寺の在監死亡者追弔會

東京築地なる本派本願寺別院にては本月六日午前十時全國在監死亡者追弔會を執行せり出席者は司法大臣代理として福井秘書官 谷田監獄局長以下監獄局高等官並に目下會同の爲め在京中の典獄等六十名連枝大谷尊由師導師として壯重なる式を行はれ終て司法大臣代理並に監獄局長以下の焼香ありたり當日福井秘書官の代讀せる松田司法大臣の弔詞を得たれば左に掲ぐ

生れて罔圖の人と爲り死して棘林の鬼となる其罪は惡むべしと雖も其境遇は憫むべし況んや嫌疑に罹りて未決の中に九泉に赴く者に於てをや前世の宿業に由ると雖も亦洵に悲むべし今茲に本派本願寺此等獄中の死者の爲めに追弔法會を營み以て其冥福を祈る梵貝の清音は啾々たる鬼哭をして化し

て歡喜の聲となし無量の功德は廣大無邊の慈悲を垂れて幽界に遍及し終天歸する所なき彼等の靈魂も茲に始めて法雲慧日の照蔽する所となりて永く彼岸に冥するを得べし場に臨み一言蕪辭を陳ぶ

●腸室扶斯の發生

千葉縣安房郡西條村大字打墨二百七十九番地平民星野仙次郎明治二十六年五月生は目下巢鴨監獄に於て刑執行中なるが去六月五日肺炎症に罹り病監に收容治療中の處同月十日に至り精診の結果腸室扶斯たること判明したるより同監にては直に避病監に隔離し病監其他に就きては嚴密なる豫防消毒を施行したり原因は特發性なる趣なれども傳染の模様なしと

●是も腸室扶斯

福岡監獄に於ても刑執行中なる大分縣速見郡御越町二百九十番地溝部慇一明治二十一年五月生は去

六月十日腸室扶斯に罹りたるを以て直に隔離室に移し一般の交通遮斷を行ひたる上制規の通り豫防消毒を行ひたり本人は元來健全の性質なりしに去五月九日突然發熱あり經過不良なりしより病監に於て治療中の處六月十日に至り腸室扶斯たること判明したるものゝ由にて豫後は甚だ疑はしきも幸に他に傳染の模様なく原因は不詳なりと云ふ

●遺書を認めて縊死す

東京市芝區高輪臺町十五番地平民疊職竹本重太郎は強盜罪に依り懲役二十年の處刑を受け小菅監獄獨居房に拘禁中なりしが去六月二十三日午前四時三十分頃受持戒護看守は同受刑者が起床せず且應答なきを怪しみ直に看守部長に報告し開扉したる所蚊帳の釣手に使用せし折釘に貸與の三尺帶を懸けて縊死し居たるに驚き之を解下し應急手當を加へたるも遂に蘇生せず縊首より發見までは多少の時間ありしに受持看守が速に之を發見すること能

はざりしは視察口より視線の達せざる場所なりしと寢具の内に箒及襦袢等を入れ置き恰も寢臥し居るものゝ如く裝ひありたるに因れり原因は不明なるも給與紙に遺書様のものまで認めありたりと云へば固より深く決する所ありしものゝ如し

●精神に異状を起して縊死す

大阪監獄に於て懲役十年刑の執行中なる大阪府西成郡粉濱村字今在家平民土方業雁金市松明治九年十二月生は竊盜十一犯の曲者なるが去六月十八日作業を拒み且看守に對し暴言を吐きたる件に就き重屏禁五日且減食五日に處罰せられ其執行中にも拘はらず同月二十二日重屏禁室に於て亂暴を爲し再三制止を受くるも肯せず由りて戒護主任は一旦出房を命し懇篤説諭を加へしに反省する所ありて悔悟の念顯はれたるより還房せしめたるに如何に思ひしにや同日午後四時三十分の交作業素品の麻苧を以て長四尺餘の細繩を製し之を房内西南隅

天井梁木に通し視察窓を踏臺として縊死を遂けたり折柄巡回中の看守部長其縊死の狀を認むるや直に開房の上解下し應急手當を施したるも遂に其甲斐なかりき原因は戒護主任の説諭に因りて反省すると與に自己の非行に對し更に嚴罰に處せらるゝを恐れ苦悶の末精神に異状を起し死を決せしものならんと云ふ

●看守に暴行を加へて負傷せしむ

目下神戸監獄姫路分監に於て刑執行中なる竊盜四犯懲役三年中桐寅吉竊盜四犯懲役二年六月囚古賀駿次郎の兩名は食糧騙取の違犯事件に就き取調を受けたるに不滿の念を懷き居りしが翌十六日午前五時四十分頃第一工場に於て寅吉は作業用槓棒を駿次郎は鉄を以て戒護看守鎌田藤市郎に對し暴行を加へ顔面其他頭部の數箇所に負傷せしめたれども幸にして鎌田看守は極て輕傷なり加害者寅吉駿

次郎は直に現場にて取押へられ検事局へ告發せられたりと

●專擅に開房して逃走せらる

新潟監獄長岡出張所に拘禁中なりし刑事被告人新
潟縣古志郡四郎九村大字四郎九平民鍛冶職小林徳
藏明治二十九年三月生は去五月三十一日午前八時
三十分頃受持遠藤看守に向ひ發信を願出しが遠
藤看守は之を看守部長に報告したる儘未だ何等の
指揮をも受けず又他の監獄官吏の立會もなくして
信書を認めしめんとて監房を開き出房せしめ背後
に行立せしめ自ら閉鎖しつゝありしに徳藏は其隙
に一目散に疾走し拘置監裏に出其れより約十間餘
を距りたる女拘留監裏に廻り水流箱種三尺位のも
のを取外し之を踏臺として高七尺五寸の板塀に攀
ち登り高一丈なる外廓の板塀に移り遂に逃走した
り此時遠藤看守逃走と心付くや否や大聲速呼急を
告ぐると與に他の所員と協力追跡したれども踪跡

を失したり畢竟看守專擅の處置此失體を見るに
至りしものゝ如し尤も徳藏は經へて六月二日午後
二時三十分出張所を距る南方約十八丁なる鉢伏山
温泉場に於て長岡警察署詰巡查の手にて逮捕した
りと

●司法省監獄公文

司法省監獄第六二三號
在監者へ私與ノ目的ヲ以テ監獄管理區内へ藏匿又ハ投入シタル物
件ノ處分方ニ付別紙甲號ノ通牒戶監獄典獄會ニ對シ乙號ノ通回
答致置候條御了知相成度此段及通牒候也
大正二年六月三十日
司法省監獄局長 谷田三郎

監獄

典獄 御中

甲號 樺甲發第一三二號

常監獄釋放受刑者其他外部ヨリ受刑者へ私與ノ目的ヲ以テ種々ナ
ル物件ヲ管理區内農道耕作地收獲小屋山林原野等へ藏匿又ハ投入
シ受刑者既ニ占有所持分配後發見ノ場合アリ或ハ未タ占有所持ニ
歸セサル前發見押收ノモノアリ是等諸物件ハ從來ハ適宜廢棄處分

致シタル趣ニ候トコロ聊カ疑惑相生シ候ニ就テハ左ニ
一 既ニ受刑者カ占有後ト認ムル場合ハ藏匿場所ノ如何ヲ問ハス
一旦假留品書留簿ニ登記シ監獄法第五十四條ニ依リ没入又ハ廢
棄處分ヲ爲シ可然哉

二 未タ受刑者ノ知覺占有前ト認ムル場合ハ一般得遺失物ノ例ニ
依リ警察官署へ引渡ノ處分ヲ爲シ可然哉
三 没入品中未破封緘ノ煙草拾數個アリ專賣法施行ノ今日廢棄處
分ヲ爲スノ外途無之哉
右ハ差掛リ居候事件有之候ニ付テハ至急何分ノ御指示相煩ハシ度
此段及照會候也
大正二年五月二十九日

樺戶監獄

典獄 關省 策

司法省監獄局長 谷田三郎
司法省會計課長 平野亮平

乙號

司法省監獄第六二三號

五月二十九日樺甲發第一三二號ヲ以テ釋放受刑者其ノ他ノ者カ在
監受刑者ニ私與ノ目的ヲ以テ管理區内ニ藏匿又ハ投入シタル物件
處分方ニ付御照會之趣了承第一項第二項ハ御意見ノ通第三項ハ左
記ノ區別ニ依リ最寄專賣官署へ引渡相成可然此段及回答候也

大正二年六月三十日

樺戶監獄 典獄 關省 策

司法省監獄局長 谷田三郎
司法大臣官房會計課長 平野亮平

一 品質惡變セズ且包裏破損、汚損又ハ其ノ色彩變雜スルコトナ
ク政府ノ證票アリテ直ニ販賣スルコトヲ得ル煙草ハ有價
二 前項以外ノ煙草ハ無價
三 引渡ニ要スル運搬費ハ引渡ヲ受ツル專賣官署ニ於テ負擔ス
司法省監獄第一二二號
監獄機製ノ在監者被服用織物ニ課セラレタル消費稅支出科目ノ件
ニ付別紙甲號ノ通牒戶監獄典獄會ヨリ問合有之候處乙號ノ通回答致
候間爲御參考此段及通牒候也
大正二年七月一日

司法省監獄局長 谷田三郎
司法大臣官房會計課長 平野亮平

監獄 典獄 御中

追テ本年辰ニ於テ本文消費稅ヲ就役費ヨリ支出セラレシモノノア
ルトキハ相當科目ニ更正相成度爲念申添候也

甲號 樺甲發第一四八號

本年四月十八日監丙第二四五號御連帳ニ依リ監獄織製ノ在監人用被服木綿ハ織物消費稅ヲ納付モサルヲ得サル次第二相成候處在監人費就役費中消費稅ノ節設置シアルモ該科目ハ監獄製品中ノ織物販賣又ハ他ヨリ購入スルニ當リ納稅ヲ要スルトキ支出スルモノニシテ重要材料即紡績糸染料等ヲ納稅科目ヨリ支出提供シ委託織製ノ上其工賃ヲモ被服費ヨリ支拂ノ本件織物ノ如キハ税金モ相當科目ヨリ支出シ以テ議出豫算ノ膨張ヲ避ケ度思考候條何分ノ御指示相煩度此段及照會候也

大正二年六月二十一日

樺戶監獄 典獄關 省 策

司法省監獄局長 谷田 三 郎殿
司法大臣官房會計課長 平野 亮 平殿

乙 號

司法省會甲第一一五號
六月二十一日付樺甲發第一四八號ヲ以テ監獄織製ノ在監人用被服木綿ニ對スル織物消費稅支出科目ノ件ニ付照會ノ憑了承右ハ貴見ノ通ト存候此段及回答候也

大正二年六月廿七日

司法省監獄局長 谷田 三 郎
司法大臣官房會計課長 平野 亮 平

樺戶監獄 典獄關 省 策

叙 任

- 叙從七位 花房 敬
- 任看守長 岡田 文藏
- 山口監獄詰ナ命ス
- 復職ナ命ス 谷山 景命
- 松山監獄西條分監長ナ命ス
- 復職ナ命ス (休職) 看守長 石島 興
- 福島監獄詰ナ命ス (松山) 看守長 曲淵 半三郎
- 復職ナ命ス (休職) 看守長 石島 興
- 山形監獄詰ナ命ス 看守 戸田 喜太郎
- 任看守長 看守 戸田 喜太郎
- 巢鴨監獄詰ナ命ス
- 松山監獄詰ナ命ス (西條) 分監長 中 村 信
- 依願免官 (巢鴨) 看守長 久田 博人
- 大坂監獄詰ナ命ス (長野) 看守長 北崎 唯次郎
- 長野監獄詰ナ命ス (大坂) 看守長 齋藤 安太郎
- 監監局兼務ナ命ス (司津屬) 高松 治 俊
- 監獄局詰ナ命ス (司法屬) 羽柴 瑪之助

會 報

典獄會議

司法省に於ては本月三日より典獄會議を開かれたるが其第一日は午前司法大臣の訓示あり午後には監獄局長より大臣の訓示を布演したる注意的演說あり終りて休憩の後午後三時諮問會を開き眞木監獄事務官より作業及作業賞與金に關する現行法規改正の事項に就き説明あり之に對し各典獄より質問を爲し散會第二日は監獄局長より昨年來米麥價額暴騰の爲め在監人食料用米麥の一部に代用品を使用するに至りたる結果一般在監人の健康状態に影響を與へたること無きや否やに關し報告を求め第三日は午前於て今回の行政整理に伴ふて施行せられたる諸法令殊に事務分掌の便否藥品の制限及囚人看護書籍に關する事項に就き監獄局長より各典獄の意見を徴せられ午後一時より會計檢

査院検査官平塚定二郎氏の監獄會計検査上の處感

に就き一場の講演ありて散會翌六日は日曜にて休會午前には典獄一同築地本願寺別院に執行さる、在監死亡者追弔會に臨み午後には本協會の總會を開き第四日第五日には前日よりの諮問事項に就き審議する所あり第六日には更に監獄局長より購入物品殊に米麥及石炭の代價各監獄を通して差隔甚しきものあるを以て其購入方法の改良に就き諮問する所あり引續免因保護に關し昨年來宗教家にして免因保護事業を經營するもの漸次増加し來りたれば可成之を補翼して斯業の發展を計るの方針を取るへしと注意し閉會せり典獄會議に於ける司法大臣の訓示は先例に依りて便宜論説欄に掲げたり監獄局長の演説は次號に掲載する筈又同會議に於ける監獄局長よりの注意事項は左の如し

注意事項

一 指揮監督の實を擧ぐる爲め時期を定め各事務の検査を爲すべきこと

二 看守及女監取締にして懲戒免職を受くる者の内には瀆職又は威信失墜に係るもの少なからず甚しきは在監者若くは其家族等と狎狃通謀せしものあり一般在監者の褒貶資料と爲り行刑上の威信に關するが故に將來一層看守及女監取締の教養上及戒飭上に注意すべきこと

三 戒護以外の事務に看守を使用するには在監者に接觸する事務に限る様注意すべきこと

四 雇をして勤務時間を勵行せしむるは勿論日常規律的動作に馴致せしむる様注意すべきこと

五 恩赦出獄人は勿論假出獄者に對しては釋放當時特に出獄後の保護方法に關し慎重なる調査を要するは今更言を俟たざる所なるも其再犯に至るの徑路を見るに往々保護方法に付疑あるものなしとせず將來一層確實なる保護者を選定し其指導監督に頼り改悛の實を擧げしむる様注意す

六 新に入監せる刑期一年以上の者は新入監房に

し其重複に涉るか如きものに付ては之を省略す
へきこと

十一 起案もの、内特に別紙に認むる必要あるものを除くの外は受領文書の上欄餘白に決裁文を記し之に決判し且普通常例の照會回答文は豫め其文案を作成し置き其都度起草の煩を省略すへきこと

十二 普通常例事項にして典獄の決裁を要するに及ばざるものは豫め之を選定し置き其處理は典獄の名に於て典獄補又は主任に委任すべきこと

十三 文書の種類に由りてはペンを使用せしむへきこと

十四 在監者の身上票を補足するため刑期の長短身上の明否に拘はらず戸籍謄本を取寄する向あり自今は其必要を認むるものに限ること

十五 監獄會計事務章程の改正に依り從來司法省に提出せられたる支出及仕拂證明書は直に會計検査院に提出することに相成りたるに付自今

收容せる間に各自の來歴及感想(裁判に對することも含む)を記載せしめて之を典獄に提出せしめ三日目には本人を監獄官會議席に呼出し其感想書に照し尙親しく本人に推問し其性質思想等を確認したる上監房の指定、作業の配課並に教誨教育及衛生上等に關する處置方を定め其決定事項は之を本人の身分帳簿中に記載し又健康状態を査察して衣類臥具の増加、食量の指定を爲すへきこと

七 日曜日(在監人を終日休役せしむる所に在ては自今半日は就業せしむへきこと)

八 往復文書は簡單を旨とし其文按は意義を明かにするに止め冗長に失することを避くへきこと

九 各主任に於て作成する處の文書類を省略し各掛間の交渉に付ては文書を用ゐす可成口頭にて協議せしめ緊要事項は監獄官會議に提出協議せしむへきこと

十 各掛に於て各別に同一の諸帳簿諸表類を作成

一層支出及仕拂上に慎重なる調査を加へ屢々會計検査院より推問を受くるか如きことなき様注意すへきこと

十六 會計事務に付ては徒らに帳簿上の形式に拘泥し煩些の手数を要するよりも寧ろ實際の検査に依り精確を期する方實益多きを認め監獄會計事務章程を改正せられ手續上可及的省畧せられたるに依り自今一層監督を嚴にして検査を勵行し整理の實を擧ぐる様注意すへきこと

十七 日常必要の物品に付ては從來とても物品會計官吏をして直に拂出を爲さしむることに相成り居たるも今回改正の監獄會計事務章程第八十條の規定に依り一層其適用範圍を擴張せられたり必竟事務の敏活を期する旨趣に外ならざるを以て克く其旨趣を體し適用を誤らざること共に取締上に注意すへきこと

十八 本年度在監人費食料費の豫算は前年度に比し米麥代價は一石に付各一圓宛増額せられたる

又は典獄會議に於ける注意事項に掲示あるに拘はらず今尙往々不完全のものあり徒らに往復の煩を増すに付今左記各項に付ては一層注意すへきこと

一 氏名の読み難きものには傍訓を施すへきこと

一 刑期三分ノ一相當日往々違算のものあり就中執行中斷又は恩赦に依り刑期に異動ありたるものに最も多し上申の際は必ず之を再査し其違算なきを期すへきこと

一 上告審の判決にして判決書中犯罪事實明かならざるものは必ず第二審判決謄本又は抄本を添付すへきこと

一 舊刑法處斷者にして上訴申立中其取下を爲したる場合之を認むへき書類添付なき向あり斯くては刑の始期を見る能はざるに付必ず之を認むへき書類添付せらるへきこと

一 行狀録作業に關する思念中作業賞與金計算

聞の號外は 有栖川宮殿下薨去の悲報を傳へたりしを以て御遠慮申上げて見合すこと、せり其より來賓及地方部長には席の都合に因りて本會食堂並に日比谷公園松本樓に分ちて粗饌を供し席上閑談盡きず散會したるは午後八時なりき當日來賓として招待したる重なる人は司法省高等官一同、大審院長檢事總長を始め東京各法衙の長官知名の辯護士宗教家、監獄官練習所の講師及本會と關係深き朝野の名士並に本會名譽會員諸氏にして炎暑の候なるにも掲はらず會者二百餘名に達し相變らず盛會なりき會長よりの開會の辭並會務の報告及眞木理事會計の報告は左の如し

開會の辭並會務の報告

本日監獄協會の總會を開くに方りまして、不肖の私が會長と致して御挨拶の辭を述べ、併せて會務の概略を御報道いたすこの機會を得ましたのは私の光榮至極に存する所でございます。

先づ以て來賓たる閣下及び諸君と御禮を申上ます、本日は暑熱殊の外烈しき折柄、御職務最も御繁忙であらせらるる閣下及び諸君が萬

高記入なき向あり自今必ず記入すへきこと

四十 監房訪問簿は三十八年典獄會同の節注意事項に依り設定せられたるものなるも其後監獄法施行規則第二十八條に依り自然消滅に歸したるものなるに付今尙使用せらるる向に於ては自今之を廢止すへきこと

本會總會

本會にては例に依り全國典獄の會同を機とし本月六日午後二時より總會を開きたり先づ會長より開會の挨拶を兼事務の報告あり次に眞木理事より會計の報告ありて議事の順序となりしも議案とすべきもの無かりしより來賓の演説に移り別項講演欄に掲げたる牧野東京地方裁判所長の演説あり是にて總會を閉ち餘興として講談師一龍齋貞山の赤穂義士の講談二席ありて頗る一同の感興を引きたり當日は講談の外小三の落語ある筈なりしも折節新

降御機合せの上御來臨下されましたのは我監獄協會の誠に光榮と致す所でございます。

次に私が會長に就任致しました御挨拶を申述へます、私は明治四十一年以來監獄局に就職を致すことになりまして、爾來引續き監獄協會の會員にはなつて居ります、職務上何等の功績とてまなく、又た監獄協會の爲め別段に盡力致した事もないのでございます、從て本協會の會長たる地位を占むべき理由は更でないのでございます、此監獄協會の規則に依りまして凡そ司法省の監獄局長の職に就いて居る者は當然監獄協會の會長に任ぜらるるさいふことになつて居る所から致しまして、一昨年十一月小山前局長の後を承け監獄局長の職に就くと同時に、本會會長の職を辱かしむる事に相成りました次第であります、併ながら私は固より淺學非才の身でございます、本會の如く高尚にして至難なる目的を一萬有餘に上る多數の會員とを有する團體の會長として事務を總理し相當の成績を挙げらざる云ふは不肖の到底其任に堪へざる所でございます、唯た本會の會友諸君は私が年來特別の御眷顧を蒙りつゝある先輩の方々であります又本會の重立たる會員諸君は私が平素最も親密に交際しつゝある同僚諸君でございますから、私は此等の會友及び會員諸君の御指導並に御同情と役員諸君の御協力に據つて己の足らざる所を補ひ、私の及ぶ限りを盡し度いと存じます、どうか今後何事に依らず十分御援助の程を偏に希望いたします。

是から簡單に會務の報告を致します、此監獄協會の總會は諸君御承

通の知り、いつも典獄會議の開催を機として聞くことに相成つて居りますが、昨年は典獄會議の催がなかつた爲めに本會の總會も之を開く機会を得なかつたのであります。夫れで私が是から御報道いたしまするのは昨年の十月典獄會議の折柄總會を開きました以後の事に係るのでございます。

先づ役員の変更が申述へますれば、一昨明治四十四年の十一月に監獄局長の更迭が行はれたと同時に、小山會長が退かれて私が其後を襲つたのでございます。私が會長となりまして後、然ら考へまするに本會をして將來益々發展せしめ、時勢の要求を充つに足る事業を遂行せん事は微力なる私の企て及ぶ所ではない、之を爲すには是非とも有力なる後援と適切な指導に須たればならぬのであると新様に考へました。私に第一著に顧問なる役員を置く事を發議致して理事會及び地方部長の同意を得ました。其處で我々の先輩で從來我協會に對し最も深厚なる同情を有せられて平素多大の援助を給はる平沼次官に、小山刑事局長に顧問たらん事を御依頼致しました。幸に兩先輩の快諾を得まして、本會は爲めに一段の光彩を加ふることに相成た次第でありました。右申述へました顧問新置の外、我協會の理事には多くの更迭を見したのであります。夫れは本會の規則に依りまして、理事には司法省監獄局長の高等官と在京の典獄が選任せらるる事になつて居ります。其監獄局長の高等官に在京典獄に更迭がございました結果、谷野參事官、豊野事務官、藤澤典獄、千石典獄此四君が理事を退かれまして、新に木名淵典獄、

坪井典獄、加藤典獄の三君が理事に就任されたのであります。其他是までは曾て本會に設けのなかつた主事なる役員を置き、福島監獄の典獄伊藤俊光君を招聘して之に充つる事に致しました。此主事なる役員一設けしたのは後に申上げまする中央保護會の事業を經營する爲には非とも堪能なる事務の主管者を置く必要がございます。のみならず監獄官練習所の發達を圖り雜誌の改良を企つる上に於ても又た日常の庶務を整理する上に於ても、事務取締となるべき相當の人物を要するからであります。伊藤君が一身の利害を顧みず一意新業に邁ず熱誠よりして我々の懇請を容れ主事の職に就く事を承諾せられましたのは、我協會に取り大なる仕合でありまして、協會は同君を得て以來あらゆる方面に於て非常の便宜を得、執務上の面目を一新することを得た次第であります。

以上は中央部に於ける役員の変更であります。而して地方部に於ける役員の変更及び會員の消長を見ますに、前回の總會以後地方部長にして死亡した者が三名、會員にして死亡した者が六十八名であります。而して會員の数は前同總會の當時に於ては一萬千二百七十四人でありましたが、本年三月の調査に依りますれば、一萬千七百六十二人でありまして、即ち四百八十八人の増加を示して居るのでございます。四月以後我協會は特に會員の募集方を地方部長諸君に依頼致し地方部長諸君に於て大に此事に盡力せられた結果、著しく入會者が増えまして、また精算は致して居りませぬが、數百名の新なる會員を得たのでございます。唯先般の行政整理に依りまして

監獄吏員の退職を致した人が随分澤山でございます。脱會者も随分ございまして、一昨年の總會の當時に較べて見ますと、確かに數百人の會員は増加いたして居る譯でございます。どうか地方部長の諸君は固より、來賓諸君に於かれまして我協會の爲めに相變らず御盡力下さいまして會員の數が益々増加するご同時に會の事業が愈々發展せんことを希望して已まないのでございます。

是れが役員組織に會員の異動に關する概要の報告でございます。但本會の事業は如何なる有様であるかと申しますと、諸君も御承知の通り、本會の目的は刑事事業に監獄事業の進歩改善を圖るに在るのでございまして、此目的を達する爲め我協會は常務として三つの仕事を致して居るのであります。即ち第一は毎月一回雜誌を發行して會員に頒つ事、其第二は毎年四月間監獄官練習所を開き全國の監獄より看守長又は看守を招集し、司獄官に必要な學術を授け、兼して實務の修習を爲さしむる事、其第三は會員にして死亡したる者又は退官したる者に金錢を給與し會員の恩籍及び獎勵に努むる事の三つであります。以上三つの常務は何れも時勢の進運に伴ひ改良を加ふる必要がございますので、昨年の春以來雜誌編輯の爲め一名の記者を雇ひまして、材料の選擇に力むると同時に紙質印刷等體裁の上に於て出来るだけの改良を施したのでございまして、監獄官練習所の方も從來の経験に徴しまして、學科並に講師の選擇に注意致し、成るべく實用に適切な養成の方法を講じつゝあるものであります。又死亡者退官者に對する金錢の給與方に付ても其

標準を改正いたして、一には本會の爲め濫費を防ぎ、一には給與の適宜ならんことを期して居ります。序に申上げて置きますが、一昨年度及び昨年度の兩年度に於きまして、會員に給與致しました金額は合計二千五百九圓でありました。

以上述べました三個の事業の外に我協會は本年に至て一の新たる事業を開始することに相成りました。夫れは即ち中央免因保護會の創設であります。抑免因保護事業をして健全なる發達を遂げ、真好なる成績を擧げしむるには斯事業を統一指導する中央保護會の必要があるのであります。此必要は歐米先進國の事例に徴して明白でございます。今更私の説明を須たぬ所でありまして、殊に我國の如く此事業の發達日尙は淺く、是に關する智識と經驗の乏しき國に於きましては一層痛切に此必要を感ずるのであります。夫れ故に我々は數年前より各方面の有力者に就て中央保護會の設立を勸説致しました。が、微力の悲しき其甲斐がなかつたのであります。然る處昨年七月國家の最大不幸に引續き恩沙法がございまして、以來免因保護の事は大に社會の注意を惹き、新に斯事業を開始する者が増加致して、其數二百を算するに至りました。是は一面から見ますれば斯事業の爲め誠に喜ぶべき現象ではございませぬが、他の一面から考へて見れば大に戒心しなければならぬ事でありまして、何と云へば若し此新なる計畫にして當局者其人を得ず、事業の經營其宜を失つたならば、其結果は實に新業の效用を現はすことか出來ぬのみならず忽ち世人の信用と同情とを失却して折角發達の

運に向ひたる新事業に大頓挫を來し容易に回復すべからざる打撃を被る虞があるからであります。果して然らば全國の保護事業を統一する中央保護會を設けて各保護會の向ふべき所を指示するを共に各會相互の聯絡を圖り左右相接け有無相通じ共同一致して組織的の働を爲さしむるは刻下の一大急務たる事と洵に明かでありまして、最早悠々他人の發起を待つ事を許しませぬから、私は茲に本會の事業として中央保護會を経営せん事を企て此事を本會の顧問及び理事諸君に諮りました處、諸君は何れも賛同の意を表示せられましたので、曩事に趣意書を各地の保護會に送付して其参加を求め、爾來伊藤理事を主任と致して著々事業の遂行に努めつつあるのであります。新事業の成績如何は今日に於て豫見する事を得ぬのであります。是亦諸君の御援助に因て長好の結果を見んことを希望に堪えぬのであります。

本協會の常務並に中央保護會の設立に關する事情は右の報告に依りて御了承あらんことを望むのであります。此以外に臨時の事業として「免因保護事業に就て」と題する拙著数千部を各地の免因保護會宗道家、地方吏員、有志者等に寄贈し續て慈善救貧事業に關する參考書を出版し賃價を以て會員に頒つ事に致しました。私の書きました免因保護論は一夜遭りの駄作でありまして、素より大方識者の一瞥に値せぬものであります。保護事業に付ては従来一も參考材料とすべく文書がありませぬので、各地より頻りに參考書の出版を促して参りましたから、讀者の笑を顧みず出版致した次第であります。

ございませぬが、段々研究を致しまするのに、利息が餘程安いし且つ我協會で多くの現金を有し之れを使用いたしまする必要の場合に遭遇すること當分ございませぬと見込みましたが爲めに、有利なる利息の高い債券を購入いたしたやうなこともございませぬし、是で利息の點に付きましても大分収入が殖えて参つて居ります。昨年十月に私が會計主任の任務を引受けましてから以來のことに付きまして御報告を致す次第でございませぬが、四十四年度即ち一昨年度分に付きましては前例を襲用致しまして、また豫算といふものが立つて居りませぬのでございませぬから、出来るだけ節約は計つては居りましたけれども、先づ必要に應じて支出をするといふやうな振ひになつて居りましたが、どうも所謂豫算ございませぬと收支の見込が立ちませぬと考へますからして、昨年度に豫算を豫め編成しまして、それを以て施行する方法に致しましたのでございませぬ、其豫算の立て方も専ら従來支出し來りました金額を標準として豫算を作りませぬからして、極く正確のものにはまだ参つて居りませぬが、大體の仕組と致しましては従前の科目に依りました。それに豫備金といふやうな一つの目を置きまして、臨時の費用は豫備金から支出する、而して此豫備金は理事會を経ませぬければそれから支出不しないといふ制限も附しませんでしたのでございませぬ。

ちよつと収入の大體を申上げますれば、四十四年度は前年度からの繰越額も入つては居りますが、收入總額六萬八千二百四十四圓四錢四厘にして、四十三年度は五萬四千六百五十二圓八十四錢九厘といふ

す、尙は將來必要に應じて時々通俗の參考材料を刊行致し度い考を有つて居ります。

會計に關する報告は眞木理事より申述べる筈であります。甚だ無難でございませぬが、是を以て私が就任の挨拶並に前面の總會以後に於ける會務の報告と致します。

會計報告

私は一昨年の十月に藤澤君が會計主任を御辭しになりました。其後を繼ぐことになりましたのでございませぬが、例に依りまして會計上の大要の御報告を致したいと思ひます。詳細の内容に至りましては諸君の御手許へ印刷に附しまして配付をして置きましたのでございませぬから、それに就て御覽照を願ひます。大體我監獄協會の資金其他収入等會計上に關係しますることに付ては、順境に向ふて居るのでございませぬが、此點に付ましては諸君と共に大に喜ばればならぬ次第でございませぬ。今監獄協會の資産と申し申すものは有價證券預金即ち定期預けでございませぬ。之れに現金を合じまして四萬四千七百七十一圓八十五錢でございませぬ。それから家屋並に附屬物其他備品等の見積價格が二萬三千三百五十七圓二十五錢七厘でございませぬ。合計致しますると六萬七千三百二十九圓五錢七厘になります。現在の此資金を四十四年度と比較しますると云ふと八千六百七十四圓四十五錢四厘だけ増加を致して居ります。従來は主として現金にて保管して居りました。即ち之を定期預けに致して居りました

高になります。差引を致しますると六千七百七十一圓十九錢五厘といふのが増加致して居りますのでございませぬ。尤も四十四年度に多額によつて居りますのは飯田町の元所有に係ります土地、家屋を賣却を致しまして、其金額が一萬五千五百圓でございませぬから、例年に比較しますれば増加を致して居るやうな譯になります。四十四年度分を以て普通の収入金額と見る譯には参りませぬが、四十五年度並に大正元年度になりました。収入が五萬七千三百四十四圓三十六錢一厘といふものになりました。是は前年度即ち四十四年度に比較しますると三千四百七十九圓六十八錢三厘が減額になります。此減額になりますのは畢竟四十四年度に一萬五千五百圓といふ土地、家屋の賣却代が這入つて居りますからして減額になります。それを差引きました金額で尙ほ差引を致して見ますと、四十四年度よりは四十五年度大正元年度の方が一萬二千二百圓三十一錢七厘といふ増加になつて居る譯でございませぬ。

それから支出の大要に至りましては、是は四十四年度に於きましては建築費のまだ幾部分未拂の部分が残つて居りました。それが六千五百七十八圓餘でございませぬが、それを込めまして二萬五千五百七圓六十九錢八厘といふものになつて居ります。四十五年度大正元年度は是は豫算を編成しまして施行しました支出額でございませぬが、一萬三千三百七十二圓五十一錢一厘といふものになりました。此支出額も年々減じて居ります。事業は發展を致します。仕事は殖えて居ります。けれども、支出額は出來得る限り節約を講じて

受つたので減額になつて居ります、右四十四年度分と四十五年度分とを比較しますると減額が一萬千八百八十五圓十八錢七厘といふ金額になります、四十四年度の支出額から建築費六千五百七十八圓を差引き對照しましたも、尙ほ餘程の減額になります、尙ほ一つ四十五年並に大正元年度の豫算と決算との差引を致して見ますると云ふと、豫算に比しましては決算額は千七百九圓四十八錢九厘だけ決算額の方が減少して居りますので、豫算額よりは少く済んだといふことになりました。

之が先づ大體今日までの收支の報告、それからもう一つ御報告を申し上げますのは、從前迄各地方部から御送金下さるのに一々書留郵便で御送り下さるのになつて居りましたが、是は手数でもございますし、一面には費用も掛りますから、三井銀行の方に交渉いたしましたして、各代理店もございますし支店もございますので、其方に直接に地方部から金を納めて貰ひまして、其處から三井銀行の本店の方に通知をして参ります、同時に地方部からは其納付になつたことを協會の方に御報告を願ふことに致しましたが、是は餘程手数も省けます、一面には経費も減少するといふ事實にもなつて居ります。

大體を申し上げますれば今申しましたやうな次第でございます、細かい各目の收支につきましては印刷して御廻してございますから、これを御覽下さいまして、御不審の點がございますればそれら御説明を致しまする積りでござい、簡単に大要だけ御報告を致して置きます。

自明治四十五年四月會計決算總括報告
至大正二年三月

金五萬七千七百六拾四圓參拾六錢壹厘	總受	高
金參萬五千七百六拾六圓參拾四錢六厘	前年度ヨリ越	高
金貳萬千五百七拾八圓壹錢五厘	本年度收入	高
金壹萬參千五百七拾八圓壹錢壹厘	總支	高
金四萬四千七百七拾壹圓八拾五錢	總殘	高
資產之部	總資產	高
內 露	有價證券	高
金貳萬千貳百圓	預金	高
金貳萬貳千八百八拾壹圓五拾七錢	現金	高
金九拾圓貳拾八錢	現物	高
金壹萬九千貳百拾參圓六拾九錢七厘	家屋並ニ附屬建物	高
金貳百七拾圓	電氣	高
金參千六百七拾參圓五拾壹錢	備品	高

大正元年度收入決算豫算對照表

科目	決算額	豫算額	増減
監獄協會收入	三、五六〇、五〇〇	一、五四六、〇〇〇	六、四一四、五〇〇

會費收入	一四〇、八七〇	一三六、七〇〇	四、一七〇
利息	一七、五九五	一七、五〇〇	五五
雜收入	八、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二、〇〇〇
獎勵金	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	〇
有價證券	六〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	〇
格訂正差額	六〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	〇

大正元年度支出決算豫算對照表

科 目	決算額	豫算額	増減
監獄協會諸費	一、三二五、一〇〇	一、四八八、一〇〇	一、七〇三、〇〇〇
給料及報酬	一、〇〇五、七〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	六、九七〇
其他手當	一、九九九	六、〇〇〇	五九九六
備品費	一、九九九	六、〇〇〇	四、〇〇〇
消耗品費	三、八五五	三、八〇〇	五五
圖書購買費	一〇、三三〇	一〇、〇〇〇	三三〇
通信運搬費	一、三三〇	一、〇〇〇	三三〇
警務費	二、五九九	一、〇〇〇	一、五九九
雜費	七、三九九六	八、九六六	一、五六六
贈與金	一、四七〇	一、一〇〇	三七〇
諸雜費	四、八五〇	五、〇〇〇	一、一五〇
練習所諸費	一、七五八七	一、五〇〇、〇〇〇	三、二五八七
豫備費	一	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇

説明書

從來豫算ノ設ケ無カリシ處本年度ヨリハ豫算ヲ設ケ整理スルコトニ改メタリ今豫算ニ對スル決算ノ増減ヲ説明スルコト左ノ如シ

一 實收額ニ於テ増加セシハ免因保護事業獎勵金ノ下付其他會員ノ増加ニ從ヒ會費ノ増收及預金利率ノ上騰等ニ因ル

一 支出額中重ナル項目ニ就キ説明スレハ

一 警務費ニ於テ増加セシハ暴風雨ノ爲メ破損箇所ノ修理及其他模様修繕ヲ要シタルニ因ル

一 雜費ニ於テ減少セシハ契約ヲ更改シテ雜費印刷料ヲ低下セシメタルニ因ル

一 諸雜費ニ於テ減少セシハ總會ノナカリシニ因ル

一 練習所諸費ニ於テ増加セシハ今期ヨリ練習生ニ月手當ノ補給ヲ爲スコトニ定メ且本年度内ニ開所シ三月ノ半々月分手當補給ヲ爲シタル等ニ因ル

一 尙ホ本年度決算額ヲ前年度決算額ト對比シ其概略ヲ説明スレハ

收入額ニ於テ金壹萬壹千五百四拾參圓拾五錢九厘ヲ減少セシハ本年度ニ於テ臨時收入ニ屬スル地所建物ノ賣却ナク又監獄法令類ノ賣却僅少ナリシニ因ル

支出額ニ於テ金壹萬千八百八拾五圓拾八錢七厘ヲ減少セシハ本年度ニハ建築費及監獄法令類ノ印刷費ノ支出ナク其他備品費消耗品費運搬費雜費諸費ノ支出少ナカリシニ因ル

自明治四十四年四月會計決算報告
至同四十五年三月

收入之部
 一 金六萬八千貳拾四圓四錢四厘
 內譯
 金貳萬七千七百貳圓八拾七錢
 金壹萬參千六百五拾八圓六拾錢
 金壹萬五千五百圓
 金千四百貳拾五圓五拾九錢參厘
 金貳千六百六拾參圓四拾錢
 金貳百五拾參圓
 金九拾貳圓貳錢壹厘
 金貳拾圓
 金拾圓五拾六錢

練習所諸費
 監獄法令類纂網羅及印刷費
 編輯者及書記手當金
 儲入料
 慰勞金
 報酬金
 翻譯料
 總會費
 茶話會費
 宴會費其ノ他補助費
 火災保險料
 紀念品贈呈費
 樹木手入料
 筆紙墨費
 瓦斯使用料
 水道使用料
 消耗品費
 書籍購入代
 雜誌購入代
 通信費
 運搬費
 電話費

支出之部
 一 金貳萬五千五百七拾七圓六拾九錢八厘
 內譯
 金六千五百七拾八圓四錢七厘
 金貳千參百五拾壹圓九錢五厘
 金五拾八圓五拾參錢
 金七千貳百五拾九圓四拾八錢
 金四百八拾九圓九拾六錢
 金百參拾六圓參拾錢
 金千六拾貳圓

前年度繰越高
 會費收入
 飯田町地所及家屋賣却代
 有價證券及預金利息
 監獄法令類纂賣却代
 有價證券價格訂正差額
 不用品賣却代
 被服料還納金
 監獄法講義錄賣却代

寫贈版費
 荷車及兩履費
 金庫購入費
 備品費
 雜費
 總支出高

建築費ノ殘
 建築工事附帶費
 家屋修繕費
 雜誌發行費
 同送費
 同荷造費
 贈與金

金四拾九圓五拾錢
 金貳拾七圓
 金九拾圓
 金五拾八圓六拾壹錢
 金四拾貳圓拾壹錢
 殘金之部
 一 金壹萬五千七百六拾六圓參拾四錢六厘
 內譯
 金貳萬參千五百參拾九圓貳拾貳錢
 金壹萬圓
 金五百圓
 金千五百六拾六圓七拾八錢
 金百六拾圓參拾四錢六厘
 金壹萬九千貳百拾參圓六拾九錢七厘

此決算ハ明治四十四年四月ヨリ同四十五年三月ニ至ル滿一ヶ年ノ收支ニシテ其收入額ハ金壹萬參千五百貳拾壹圓拾七錢四厘(前年度ヨリ除)支出額ハ金貳萬五千五百七拾七圓六拾九錢八厘ニシテ收支差引セハ金八千六百六拾六圓參拾四錢六厘ノ殘餘ヲ生セリ
 又前年度ノ收入ト本年度ノ收入ト對比スレハ本年度ニ於テハ金壹萬五千七百四拾壹圓拾四錢四厘增加セリ收入ノ增加セシ主タル事由ハ會員ノ增加セシト飯田町ニ在リシ本會ノ地所及家屋並ニ監獄法令類纂ノ賣却等ナリトス其他有價證券金額ノ增加ハ從來買入タル價格ヲ以テ整理セシ振ヒナリシチ額面金額ニテ計上スルコトニ改メ其差額ヲ收入ニ計上セシニ因ル
 支出額ニ付テハ本年度ト前年度ト對比スレハ本年度ニ於テ金千八百九拾貳圓貳拾八錢壹厘ヲ減少セリ此ノ減少セシ主タル事項ハ建築費支出ノ減少、建築工事中茶話會ヲ休止シ其開會費ノ減少、飯田町ノ地所建物ヲ賣却セシニ依リ地租其他税金ノ減少、贈與スヘキ人員ノ少數ナリシ爲メ贈與金ノ減少等ニシテ尙ホ囑託手當、寫字生手當、製本費、排水工事、看守長制服立替金等ノ費金ヲ支出セザリシニ因ル

總資產高
 定期預金
 大阪市債券
 保證金
 保市債
 大市債
 定期預金
 當座預金
 現金
 家屋並ニ附屬建物

尙モ前年度ニ比シ增加セシ事項ニ付テハ左ニ事項ヲ別チ說明セントス
 一 建築工事附帶費 建築物ニ附隨スヘキ室内敷物、窓掛瓦點火

金壹萬九千貳百拾參圓六拾九錢七厘

尙モ前年度ニ比シ增加セシ事項ニ付テハ左ニ事項ヲ別チ說明セントス
 一 建築工事附帶費 建築物ニ附隨スヘキ室内敷物、窓掛瓦點火

會費ヲ振替貯金へ拂込マル、
場合ノ注意

口坐
番號
東京 貳五〇五九番

加入者
氏名
監獄協會

監獄協會雜誌廣告料(每月十日×切)

壹頁半頁

拾五圓八圓

但每號掲載スル特約者ニハ特別割引ヲ爲ス

大正二年七月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發行人 東京府豐多摩郡大久保町大字
西大久保三百八拾貳番地 伊藤 俊光
印刷人 東京市四谷區愛住町二番地 磯村 政富
印刷所 東京市麹町區下六番町十七番地 同 勞 舍
發行所 東京市麹町區西日比谷町壹番地 電話新橋壹參六八番 監獄協會
賣捌所 東京市四谷區愛住町二番地 東京書院